

令和8年度
事業計画書

公益財団法人 東京都環境公社
令和8年3月

目 次

《 事 業 計 画 書 》

I	事業運営方針	3
II	事業計画	6
1	地球温暖化防止活動の支援等に関する事業	6
2	資源の循環利用及び廃棄物の適正処理の支援等に関する事業	33
3	生物多様性の保全等に係る支援等に関する事業	41
4	大気、水質等環境の改善に係る支援等に関する事業	44
5	環境に係る調査研究・技術開発等に関する事業	45
6	環境に係る広報、普及啓発及び支援等に関する事業	48
7	公益目的事業の推進に資する事業	50
III	予算概要	51
1	事業別収支の概要	51
2	正味財産増減の概要	52
IV	公社の機関	53
V	公社の組織	54
1	組織図	54
2	職員数	55
<参 考>	公社の事業所等	56

I 事業運営方針

命を脅かすほどの気温上昇や異常気象の頻発化など、気候変動に伴う災害は深刻さを増し、その脅威への対策は一刻の猶予も許されない状況にある。

こうした中、東京都は、2030年カーボンハーフとその先の未来を見据え、令和7年3月に「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定して施策を強化するとともに、令和8年1月には太陽光発電設備導入量の目標を引き上げるなど、政策のアップデートを重ねている。

都における環境施策の多くを担う公社としては、現場の最前線で培ってきた専門性を活かし、脱炭素をはじめとした、レジリエントで持続可能な都市・東京の実現に資する事業を展開するとともに、DXを推進して事業執行の堅実性と迅速性を最大限高め、都環境施策の目標の達成を後押ししていく。

具体的には、エネルギー分野においては、電力のレジリエンス向上やエネルギー効率の最大化等に資する支援を充実させるとともに、電子申請等を通じて施策の効果を都民・事業者素早く届け、脱炭素型ライフスタイルへの転換を推進する。また、水素エネルギーの普及拡大に向けては、水素情報館「東京スイソミル」の発信力の強化に向けて、施設運営のBPRに取り組む。

資源循環・廃棄物適正処理分野においては、サステナブルな循環型経済の構築に向けた取組を継続するとともに、「TOKYO クリーンアップムーブメント」に繋がる支援を展開し、清潔で魅力ある都市環境の維持を図っていく。また、近年増加しているリチウムイオン電池による廃棄物処理施設での火災の防止に向けた支援に取り組むほか、八丈町において、令和7年10月の台風第22号及び第23号により発生した災害廃棄物の島外運搬及び処理を実施し、社会基盤の早期復旧に寄与する。

自然環境分野においては、保全活動のボランティア人材の育成を拡充するなど、生物多様性の保全・回復に向けた行動変容を促進する。また、水・大気環境分野においては、水質の改善等に資する助成事業や普及啓発を継続して実施する。

調査研究分野においては、生物多様性の保全等に資する新たな研究を開始するとともに、研究機能強化に資する技術を有するスタートアップ企業との連携事業を実施する。

広報・普及啓発においては、TOKYO・ecostepsを通じて、各分野の公社事業や区市町村の取組を発信するとともに、新たに東京都の環境学習コンテンツと一体的な広報を展開し、都民のエコアクションを一層喚起していく。

【主な取組事項】

(1) 地球温暖化防止活動の支援等に関する事業

既存住宅における再エネ設備の導入や高断熱設備の設置等への助成を拡充して実施する。

また、助成事業においては、デジタルや外部リソースの活用を一層強化し、堅実かつ迅速な事業執行に努めていく。

さらに、水素エネルギーの最新動向等に関する都民・事業者の更なる理解促進に向けて、水素情報館「東京スイソミル」の施設運営の BPR 及び展示の改修に取り組む。

(2) 資源の循環利用及び廃棄物の適正処理の支援等に関する事業

主要駅等の交通結節点や公共施設におけるリサイクルステーションの導入・運用に係る支援や廃棄物処理施設におけるリチウムイオン電池の処理に係る安全対策措置への助成等を新たに開始する。

また、令和 7 年台風第 22 号及び第 23 号に伴う災害への対応として、八丈町、東京都、公社による災害廃棄物処理基本協定に基づき、災害廃棄物の運搬及び処理を実施する。

(3) 生物多様性の保全等に係る支援等に関する事業

次世代の保全活動を担う人材育成を促進するため、保全地域体験プログラムの実施回数を拡大するほか、学校との協働による保全地域の自然保護活動「東京グリーン・キャンパス・プログラム」を拡充して実施する。

(4) 大気、水質等環境の改善に係る支援等に関する事業

有機フッ素化合物対策として、PFOS 含有泡消火剤の交換・処理を促す助成事業において、対象設備に PFOA 含有泡消火剤を追加し、拡充して実施する。

(5) 環境に係る調査研究・技術開発等に関する事業

伊豆大島のキョン対策に資する環境 DNA 調査などの特別研究を実施するほか、最新技術やソリューションを活用した研究領域の拡大を目的とし、研究機能強化に資する技術を有するスタートアップとの連携事業を新たに開始する。

(6) 環境に係る広報、普及啓発及び支援等に関する事業

都民の多様な環境配慮行動を後押しする「TOKYO－ecosteps」を引き続き運営するとともに、「チームもったいない」など、東京都の環境学習コンテンツの一体的な運用を新たに開始する。

【事業体系図】

区分	事業	細目	
公益目的事業	1 地球温暖化防止活動の支援等に関する事業	(1) 都民のゼロカーボンアクション推進事業 (2) 事業者の脱炭素化促進事業 (3) ゼロエミッションモビリティ推進事業 (4) 水素エネルギー普及拡大事業	
	2 資源の循環利用及び廃棄物の適正処理の支援等に関する事業	(5) サーキュラーエコノミー推進事業 (6) 資源循環等に係る海外諸都市への技術支援等 (7) TOKYO海ごみゼロアクションに係る普及啓発 (8) 交通結節点・公共施設へのリサイクルステーションの整備事業 (9) 地域と連携した街の清掃美化推進事業 (10) 中防内側諸事業 (11) 不燃ごみ処理センター運転管理事業 (12) 管路収集輸送施設運転管理等事業 (13) 環境関連施設の見学事業 (14) 産業廃棄物適正処理講習会事業 (15) 廃棄物処理施設等技術支援事業 (16) 廃棄物処理施設安全対策支援事業 (17) 産業廃棄物処理業者優良性基準適合認定制度事業 (18) 微量PCB廃棄物処理支援事業 (19) 医療廃棄物適正処理推進事業 (20) 災害廃棄物処理支援事業 (21) 中防外側諸事業 (22) 浄化槽法定検査事業 (23) 河川環境保全事業 (24) 清掃工場計器保全事業 (25) 施設搬入不適物調査事業	
	3 生物多様性の保全等に係る支援等に関する事業	(26) 自然環境の保全等事業 (27) 生物多様性保全連携推進事業	
	4 大気、水質等環境の改善に係る支援等に関する事業	(28) 大気・水質等環境改善事業	
	5 環境に係る調査研究・技術開発等に関する事業	(29) 環境調査研究・技術支援事業 (30) 外部資金導入研究事業 (31) 自主研究事業 (32) スタートアップとの連携による環境科学研究所の研究力強化事業 (33) 気候変動適応促進事業	
	6 環境に係る広報、普及啓発及び支援等に関する事業	(34) 区市町村との連携による環境政策高度化事業 (35) 区市町村との連携による環境政策加速化事業 (36) 環境学習事業 (37) TOKYO - e c o s t e p s (38) 液化石油ガス保安に関する普及啓発事業 (39) グローバルサウスのGX促進プロジェクト	
	収益	7 公益目的事業の推進に資する事業	(40) 社有地の利活用事業
	法人	管理運営部門	

II 事業計画

1 地球温暖化防止活動の支援等に関する事業

(1) 都民のゼロカーボンアクション推進事業

① 家庭へのH T Tアクション促進事業（東京都補助事業）

家庭に対してH T T（電力を④へらす、①つくる、①ためる）の取組の理解促進を図るため、動画の作成やイベント出展など幅広い機会を捉えてP Rし、行動変容及びその定着を図る。

② 太陽エネルギー普及促進事業（東京都補助事業）

太陽エネルギー関連の普及啓発を目的に、ソーラー屋根台帳の公開や太陽エネルギーフェア・セミナーの開催など、都民の太陽エネルギーへの理解を深めるための取組を実施する。

年間計画 セミナー等の開催 1回

イベント出展 6回

③ 太陽光発電設備アドバイザー支援事業（委託元 東京都）

建築物環境報告書制度の施行により、都民・事業者に対し、セミナーの開催、講師派遣等、太陽光発電設備の導入検討、設置、管理運用の各段階を網羅した総合アドバイザー支援を展開する。

また、太陽光発電設備の設置を妨げる都市特有の諸課題の解消に資する優れた機能性を有する太陽光発電設備を認定する。

年間計画 セミナー開催及び講師派遣 25回

④ 建築物環境報告書制度等に係る総合相談窓口の設置・運営業務（委託元 東京都）

建築物環境報告書制度や家庭向けの省エネ・再エネ支援制度等について、都民・事業者の理解促進と安定的な制度運用に繋げるため、当制度についての相談を受け付ける電話相談窓口を運営する。

⑤ 建築物環境報告書制度に係る普及啓発事業（東京都補助事業）

建築物環境報告書制度に係る都民・事業者の理解促進と建築物の脱炭素化に向けた意識の醸成を図るため、様々なチャネルを活用し、多面的で効果的な広報活動を展開する。

⑥ 既存住宅断熱改修普及啓発事業（東京都補助事業）

既存住宅の断熱改修に対する都民の理解促進を図るとともに、世帯や家族形態といった属性別など、対象に応じた多面的かつ効果的な普及啓発を戦略的に実施する。

⑦ 中小規模地域家電店と連携した地球温暖化対策（委託元 東京都）

東京都と連携している団体とともに、省エネルギーに関するノウハウを持ち、積極的に省エネ情報を提供する店舗に対して研修を実施し、東京省エネマイスター店の登録・公表を行う。

年間計画 省エネマイスター研修 1回

⑧ 地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業（環境省補助事業）

省エネセミナーの開催やイベント出展等を通じて、地球温暖化の現状や具体的な省エネ事例を紹介し、都民一人ひとりの省エネ活動を促進する。

年間計画 脱炭素経営セミナー開催 1回

イベント出展等 6件

講師派遣 12件

⑨ 東京ゼロエミ住宅普及促進事業（東京都補助事業）

家庭におけるエネルギー消費量の低減を推進するため、都内において東京ゼロエミ住宅を新築する者に対して、経費の一部を助成する。

（事業期間：令和元～12年度「助成金の交付は令和14年度まで」）

区分	概要
東京ゼロエミ住宅 (戸建住宅)	[水準C] 40万円/戸 [水準B] 160万円/戸 [水準A] 240万円/戸
東京ゼロエミ住宅 (集合住宅等)	[水準C] 30万円/戸 [水準B] 130万円/戸 [水準A] 200万円/戸
太陽光発電システム (オール電化の住宅)	[3.6kW以下] 13万円/kW、助成限度額39万円 [3.6kW超50kW未満] 11万円/kW
太陽光発電システム (オール電化以外の住宅)	[3.6kW以下] 12万円/kW、助成限度額36万円 [3.6kW超50kW未満] 10万円/kW
機能性PV上乘せ	機能性の区分に応じて最大10万円/kW
集合住宅の陸屋根への架台工事	20万円/kW ※ただし、架台設置経費を上限とする。
蓄電池	10万円/kWh ※ただし、単位住戸あたりの助成金額は120万円かつ蓄電池設置経費を上限とする。
V2H	1台あたり助成率1/2以内、助成限度額50万円 ※太陽光発電システム、EV等導入の場合は、助成率10/10以内、助成限度額100万円

⑩ 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業（東京都補助事業）

住宅所有者の太陽光発電システム設置に係る初期費用ゼロの事業の促進と、設置後のサービス利用料の低減を目的として、初期費用ゼロサービスを実施する提供事業者に対し、経費の一部を助成する。

（事業期間：令和4～12年度「助成金の交付は令和14年度まで」）

区分	概要
太陽光発電（新築）	[3kW以下] 15万円/kW [3kW超] 10万円/kW（3kWを超え3.6kW以下の場合是一律36万円）
太陽光発電（既築）	[3kW以下] 18万円/kW [3kW超] 12万円/kW（3kWを超え3.75kW以下の場合是一律45万円）
機能性PV上乘せ	機能性の区分に応じて最大10万円/kW
蓄電池	一律10万円/kWh（上限120万円）

⑪ 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業（東京都補助事業）

ア 既存住宅における省エネ改修促進事業

既存住宅の断熱性能を向上するため、窓、ドア、断熱材（壁、屋根、天井及び床）、浴槽の断熱改修及び改修の際に加入した瑕疵保険に対し、経費の一部を助成する。

（事業期間：令和4～9年度「助成金の交付は令和11年度まで」）

区分	概要
高断熱窓・ドア（戸建住宅／集合住宅戸別改修）	助成対象製品の性能及び大きさに応じた単価制、助成単価1／2相当額 通常断熱窓：助成上限額200万円／戸、断熱防犯窓：助成上限額300万円／戸
高断熱窓・ドア（集合住宅全体改修）	助成対象製品の性能及び大きさに応じた単価制、助成単価1／2相当額 窓・ドアの改修戸数49戸以下：助成上限額200万円／戸×改修戸数、窓・ドアの改修戸数50戸以上：助成上限額240万円／戸×改修戸数
断熱材	助成率1／3以内、助成限度額100万円／戸
高断熱浴槽	定額95,000円／戸
リフォーム瑕疵保険	定額7,000円／件

イ 家庭における太陽光発電導入促進事業

既存住宅及び新築住宅に対して、太陽光発電設備の設置を促進するため、太陽光発電設備の導入に対し、経費の一部を助成する。また、太陽光発電設備を導入済みの既存住宅において、継続的な設備の利用を促すため、パワーコンディショナの更新に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和5～9年度「助成金の交付は令和11年度まで」）

区分	概要
太陽光発電設備（新築住宅）	[3.6kW以下] 12万円／kW、助成限度額36万円 [3.6kW超] 10万円／kW（50kW未満） ※ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。
太陽光発電設備（既存住宅）	[3.75kW以下] 15万円／kW、助成限度額45万円 [3.75kW超] 12万円／kW（50kW未満） ※ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。
陸屋根の防水工事	既存集合住宅及び既存戸建住宅 18万円／kW ※ただし、防水工事経費を上限とする。
陸屋根の架台工事	集合住宅 20万円／kW 既存戸建住宅 10万円／kW ※ただし、架台設置経費を上限とする。
機能性PV上乗せ	機能性の区分に応じて最大10万円／kW
パワーコンディショナの更新	機器費及び工事費の1／2以内、助成限度額10万円
リフォーム瑕疵保険	定額7,000円／件

ウ 家庭における蓄電池導入促進事業

家庭における太陽光発電による電気の自家消費の増大及び非常時のエネルギー自立性の向上を目的として、蓄電池システムの設置に係る経費の一部を助成する。また、デマンドレスポンス（以下、「DR」という。）活用による供給力・調整力として電力系統へ貢献する役割を実装するため、アグリゲーションビジネス実装事業の登録アグリゲーターによる遠隔制御型DR実証に参加する場合に限り、上乘せの助成を行う。

（事業期間：令和4～9年度「助成金の交付は令和11年度まで」）

区分	概要
蓄電池システム	10万円/kWh（DR実証参加しない場合、上限120万円/戸） ※太陽光パネルの設置又は再エネ電力契約が条件
既存蓄電池の蓄電ユニット増設	6万円/kWh（DR実証参加しない場合、上限72万円/戸） ※太陽光パネル設置済であることが条件
DR実証に参加する場合の上乗せ	10万円/件 ※蓄電池システム新設又はユニット増設時にDR実証に参加することが条件
I o T機器設置	5万円/台 ※蓄電池システム新設又はユニット増設時にDR実証参加に伴うI o T機器が対象
リフォーム瑕疵保険	定額7,000円/件

エ 熱と電気の有効利用促進事業

熱を無駄なく有効に利用していくため、再生可能エネルギー由来の熱利用機器の設置に係る経費の一部を助成する。また、既存住宅への省エネ設備としてエコキュートの導入に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和4～9年度「助成金の交付は令和11年度まで」）

区分	概要
太陽熱利用システム	助成率1/2以内、助成限度額55万円/戸
地中熱利用システム	助成率3/5以内、助成限度額180万円/台
太陽熱利用システム補助熱源機器更新	助成率1/2以内、助成限度額10万円/台
地中熱利用システムヒートポンプ等更新	助成率1/2以内、助成限度額275,000円/台
エコキュート等	太陽光を使用して日中に沸き上げる機能を有している場合：助成限度額14万円/台 再生可能エネルギー100%電力メニューを契約し当該電力がエコキュート等を設置した住宅に供給されている場合：助成限度額5万円/台 DR実証への参加のみの場合：助成限度額8万円/台

DR実証に参加する場合の上乗せ	助成限度額8万円/台 ※エコキュート等新設時にDR実証に参加することが条件 ※太陽光を使用して日中に沸き上げる機能を有している場合、又は再生可能エネルギー100%電力メニューを契約し当該電力がエコキュート等を設置した住宅に供給されている場合
I o T機器設置	助成限度額5万円/台 ※エコキュート等の新設時のDR実証への参加に伴うI o T機器が対象
リフォーム瑕疵保険	定額7,000円/件

オ 戸建住宅におけるV2H普及促進事業

太陽光発電による電気の有効利用と家庭における非常時のエネルギー自立性の向上を目的に、都内の戸建住宅に対して、V2Hの設置に係る経費の一部を助成する。

(事業期間：令和4～9年度「助成金の交付は令和10年度まで」)

区分	概要
V2H	助成率1/2以内、助成限度額50万円
太陽光発電システムとEV又はPHVが揃う場合の上乗せ	助成率10/10以内、助成限度額100万円
リフォーム瑕疵保険	定額7,000円/件

カ 分譲マンション省エネ型給湯機器導入促進事業

高効率給湯器の導入を促進することを目的に、都内の分譲マンションに対して、エコジョーズ及びエコフィールの設置に係る経費の一部を助成する。

(事業期間：令和7～9年度「助成金の交付は令和11年度まで」)

区分	概要
分譲マンションにおけるエコジョーズ・エコフィールへの交換	追い炊き機能有り7万円/台 追い炊き機能無し5万円/台
再エネ電力に契約した場合の上乗せ	3万円/件
ドレン排水ガイド設置工事	3万円/台 ※ドレン排水ガイドを敷設する工事を実施した場合上乗せ
浴室へのドレン水排水工事	3万円/台 ※三方弁工事又は三本管(二重管含む)工事を実施した場合上乗せ

キ 省エネ点検・改修キャンペーン事業

既存住宅の高断熱窓等への改修や高効率給湯器への交換を促進するため、省エネ点検員の派遣による省エネ性能の現状把握と最適な省エネ改修の提案、改修効果の理解促進、点検後のフォローアップ、改修事業者とのマッチングといった伴走型の支援を実施する。

(事業期間：令和7～9年度)

⑫ 東京都既存マンション省エネ・再エネ促進事業（東京都補助事業）

（事業期間：令和5～7年度「助成金の交付は令和8年度まで」）

- 令和7年度をもって、助成金の申請受付を終了した。
- 令和8年度は、令和7年度申請分の審査業務及び交付決定者への助成金の交付を行う。

⑬ 賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業（東京都補助事業）

賃貸集合住宅の省エネ性能の診断・性能表示、断熱改修、再生可能エネルギー導入に対し、経費の一部を助成する。

（事業期間：令和7～9年度「助成金の交付は令和11年度まで」）

区分	概要
省エネ診断（既築）	省エネ診断：助成率10/10以内、助成限度額120万円/棟 省エネ診断用現況図面設計：助成率10/10以内、助成限度額10万円/戸
省エネ改修（既築）	助成率2/3以内 高断熱窓：助成限度額30万円/戸、高断熱ドア：助成限度額27万円/戸、断熱材：助成限度額60万円/戸
太陽光発電設備（新築住宅）	[3.6kW以下] 18万円/kW、助成限度額54万円/棟 [3.6kW超] 15万円/kW（50kW未満）
太陽光発電設備（既存住宅）	[3.75kW以下] 30万円/kW、助成限度額90万円/棟 [3.75kW超] 24万円/kW（50kW未満）
防水工事	既築陸屋根：18万円/kW ※ただし、防水工事経費を上限とする。
架台工事	陸屋根：20万円/kW ※ただし、架台設置経費を上限とする。
機能性PV上乗せ	機能性の区分に応じて最大10万円/kW
低圧電力一括受電付帯設備	電力量計：7万円/戸、データ収集装置：10万円/棟
蓄電池	太陽光発電設備と併せた導入10万円/kWh ※蓄電池設置経費の額であって1棟当たり180万円が上限

⑭ 家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京都補助事業）

省エネ家電への買替等の促進を図るため、省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫・給湯器・照明器具を購入又は買替をした都民に対して、購入支援として「東京ゼロエミポイント」を付与する。

（事業期間：令和元～8年度「助成金の交付は令和9年度まで」）

⑮ 家庭の環境アクション推進事業（東京都補助事業）

家庭等の需要家と直接の接点を持つエネルギー小売事業者を介した「省エネ・再エネ・需要最適化」の行動変容に繋がるビジネスを公募・選定し、実証に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和7～8年度「助成金の交付は令和8年度まで」）

区分	概要
実証に係る経費（調査・設計費、設備費、工事費、管理・運営費）	助成率1/2以内、助成限度額2,500万円

⑩ 自家消費プラン（東京都補助事業）

- 令和4年度をもって、助成金の交付を終了した。
- 令和10年度まで、本事業により助成を受けた設備の電力使用量等のデータの収集業務を行う。

(2) 事業者の脱炭素化促進事業

① 中小規模事業所への省エネ推進事業（委託元 東京都）

省エネルギー診断や研修会等の実施により、都内の中小規模事業所に対し、省エネ対策の取組を支援する。

区分	概要
導入推奨機器指定制度	導入推奨機器の指定基準を満たす機器の製造事業者等から提出される申請書類の確認、指定基準の見直し等を行い、円滑な制度運用を支援する。
省エネ・再エネワンストップ相談窓口	中小規模事業所における省エネルギー対策の推進について、節電・省エネ、再エネ等に関する中小企業者等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置する。
省エネルギー診断	省エネルギー対策について関心のある事業者に対し、技術専門員が事業所を直接訪問して現場の設備やエネルギーの使用状況を調査・診断し、事業所の特性に応じた省エネルギー対策を提案するとともに、新たな投資を抑えた省エネルギー対策として、既存設備の使用方法を改善する技術支援を現地で実施する運用改善技術支援及び診断報告書の説明を希望する事業所に対し、訪問での説明業務を行う。 また、省エネルギー対策実施後の想定効果をシミュレーションできる「省エネ診断ナビ」を運用し、利用者への効果的な支援を図る。 年間計画 省エネルギー診断 600件 運用改善技術支援 100件 診断報告書説明業務 100件
地球温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介	地球温暖化対策に係る知見・技術をもつ事業者を「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として登録し、ホームページや窓口、講習会等の機会を活用して広く紹介することにより、温暖化対策に取り組む事業者に対して情報提供を行う。また、地球温暖化対策ビジネス事業者の専門的強みを活かした脱炭素化に向けた省エネコンサルティング事業の運営を行う。 年間計画 省エネコンサルティング 320件 運用改善技術支援 30件

中小規模事業所対策推進研修会等の開催	中小規模事業所の設置者等を対象とした中小規模事業所対策推進研修会及び出張相談会の管理・運営を通じて、区市町村及び業界団体が実施する省エネルギー対策の普及に向けた取組を支援する。 年間計画 中小規模事業所対策推進研修会 30件 出張相談会 10件
業種別省エネルギー対策推進研修会の開催	中小規模事業所の設置者等が加盟する業界団体と連携し、省エネルギー対策に関する実態調査を通じて、業種特有の課題と対策を捉えた業種別省エネルギー対策テキストを作成し、研修会を実施することにより、当該業種の省エネルギー対策を支援する。 年間計画 業種別省エネルギー対策推進研修会 1回

② 中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業（東京都補助事業）

- 令和5年度をもって、助成金の交付を終了した。
- 令和8年度は、地球温暖化対策報告書の提出管理及び取得財産等処分等を受け付ける。

③ ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業（東京都補助事業）

省エネルギー化が見込まれる都内中小企業等に対し、省エネ設備の導入と運用改善の実践に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和5～8年度「助成金の交付は令和9年度まで」）

区分	概要
年間CO ₂ 排出量を更新前と比較して28t-CO ₂ 以上削減可能な省エネ設備等導入を行う場合	助成率3/4以内、助成限度額4,500万円
事前に省エネ診断（クール・ネット東京が実施する省エネ診断又は省エネコンサルティング）を受診し、この提案に基づき、省エネ設備の導入等を行う場合	助成率2/3以内、助成限度額2,500万円
事業者が自ら計画を作成し、省エネ効果の確認ができる省エネ設備の導入等を行う場合	助成率2/3以内、助成限度額1,000万円

④ ZEB化・廃熱利用設備導入促進事業【新規】（東京都補助事業）

都内事業所のZEB化又は廃熱有効利用設備導入に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和8～10年度「助成金の交付は令和12年度まで」）

区分	概要
設計支援	<ZEB化> 中小規模事業所：補助率2/3（※3/4）、限度額1,000万円 その他：補助率1/2、限度額1,000万円 <廃熱> 中小規模事業所：補助率2/3（※3/4）限度額200万円

設備導入支援	<ZEB化> 中小規模事業所：補助率2/3（※3/4）、限度額1億5,000万円
	<廃熱> 中小規模事業所：補助率2/3（※3/4）、限度額1,000万円

※簡易診断受診者は補助率引き上げ

- ⑤ 環境に配慮したデータセンターの整備促進事業【新規】（東京都補助事業）
省エネ効果の高い冷却方式など、データセンターの高効率化に資する設備等の導入を支援する。

（事業期間：令和8～9年度「助成金の交付は令和12年度まで」）

- ⑥ 中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業（東京都補助事業）

（事業期間：令和5～8年度「助成金の交付は令和8年度まで」）

- 令和6年度をもって、モデル事業者の募集を終了した。
- 令和8年度は、中小企業等における脱炭素化の取組を加速させるため、排出量取引事例の創出に向けた取組等を実施する。

- ⑦ BIMを活用した省エネ建築設計・実装支援事業（東京都補助事業）

2030年の先を見据え、新築建築物の環境性能向上をさらに促進するため、三次元設計モデルを活用した省エネ設計手法の普及に向けたBIM操作講習会及びBIM省エネ設計支援を実施する。

（事業期間：令和7～9年度「助成金の交付は令和9年度まで」）

区分	概要
環境報告書のエネルギー分野 段階3取得	助成率2/3以内、助成限度額450万円
環境報告書のエネルギー分野 段階1・2取得	助成率1/3以内、助成限度額450万円

- ⑧ 建築物環境報告書制度推進事業（東京都補助事業）

建築物環境報告書制度の円滑な推進及び基準改正に対応するため、新築住宅の断熱・省エネ性能向上及び再エネ設置への助成により、事業者の住宅企画の開発・改良及び技術向上の取組を支援する。

（事業期間：令和4～9年度「助成金の交付は令和11年度まで」）

区分	概要
環境性能向上支援事業	<p><環境性能の高い住宅モデルの開発及び改良等に資する取組> [特定供給事業者（建築物環境報告書制度）] 助成率1/2以内、助成限度額3,000万円 [任意参加予定者のうち、交付申請年度に特定供給事業者とならない見込みである中小企業者] 助成率2/3以内、助成限度額3,000万円</p>

設計・施工技術向上支援事業	<p>[建物供給事業者]</p> <p><義務基準又は誘導基準等を満たす住宅の設計・施工並びに太陽光発電システムの施工に係る技術向上に資する取組></p> <p>助成率2/3以内、助成限度額100万円</p> <p><東京ゼロエミ住宅を新たに建設するに当たっての設計・施工に係る技術向上に資する取組></p> <p>助成率2/3以内、助成限度額200万円</p> <p>[太陽光発電システム施工事業者]</p> <p><住宅への太陽光発電システムの施工に係る技術向上に資する取組></p> <p>助成率2/3以内、助成限度額100万円</p>
特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業	<p><太陽光発電設備></p> <p>[3.6kW以下] 12万円/kW、助成限度額36万円</p> <p>[3.6kW超] 10万円/kW(50kW未満)</p> <p>[戸別契約かつ単位住戸3.6kW以下] 12万円/kW、助成限度額36万円(単位住戸当たり)</p> <p><機能性PV上乘せ></p> <p>機能性の区分に応じて最大10万円/kW</p> <p><集合住宅陸屋根設置の架台></p> <p>太陽光発電設備20万円/kW</p> <p>※ただし、材料費及び工事費に係る経費合計を上限とする。</p> <p><蓄電システム></p> <p>蓄電容量10万円/kWh、助成限度額120万円(1戸当たり)</p> <p><V2H></p> <p>助成率1/2以内、助成限度額50万円</p> <p>50kW未満の太陽光発電設備及び電気自動車等を併用導入(既設含む)の場合:助成対象経費の額、助成限度額100万円</p> <p><エコキュート等></p> <p>太陽光発電設備を設置する場合:14万円/台</p> <p>再エネ電力を契約する場合:5万円/台</p>

- ⑨ 断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム【新規】(東京都補助事業)
- アクセラレーターが中心となり、スタートアップ企業のアイデアを生かしながら、断熱改修に係る新サービスの創出やサービスの実証に係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和8~10年度「助成金の交付は令和10年度まで」)

区分	概要
新サービスの創出やサービスの実証に係る経費 (人件費、工事費・設備費、備品費・消耗品費、委託費、賃借料、使用料、印刷製本費)	新サービスの組成・試行事業 助成率10/10以内、助成限度額500万円 新サービスの実証・事業化事業 助成率10/10以内、助成限度額1,000万円

- ⑩ 使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業(東京都補助事業)
- 都内の住宅から排出される使用済住宅用太陽光パネルのリサイクルを促進するため、リサイクルに係る経費の一部を助成する。

(事業期間:令和5~9年度「助成金の交付は令和9年度まで」)

区分	概要
使用済住宅用太陽光パネルのリサイクルに係る経費	25,000円/kW

⑪ 集合住宅における再エネ電気導入促進事業（東京都補助事業）

集合住宅における再生可能エネルギーの利用率を高めることを目的として、集合住宅において再生可能エネルギー電気を高圧一括受電にて提供する事業者として登録した者に対し、受変電設備及び電力量計の設置費用に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和6～9年度「助成金の交付は令和11年度まで」）

区分	概要
受変電設備及び電力量計の設置費用に係る経費	助成率2/3以内 ※ただし、850万円/棟又は85,000円/住戸のいずれか低い額を上限とする。
太陽光発電システム	新築：助成限度額10万円/kW 既存住宅：助成限度額12万円/kW ※ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。
架台工事	助成限度額20万円/kW ※ただし、架台設置経費を上限とする。集合住宅の陸屋根への施工に限る。
防水工事	助成限度額18万円/kW ※ただし、防水工事経費を上限とする。既存住宅の陸屋根への施工に限る。

⑫ 地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業（東京都補助事業）

再生可能エネルギーの普及拡大及び有効利用やレジリエンス向上を図るため、民間事業者が都内又は都外（都内を管轄する一般送配電供給事業者の供給区域内）に導入する地産地消型再生可能エネルギー発電等設備、都内に設置される地域活性化につながる再生可能エネルギー設備及び単独で設置される蓄電池に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和6～8年度「助成金の交付は令和10年度まで」）

区分	概要
都内設置（太陽光発電等） 都外設置（太陽光発電等）	<中小企業等> ア 発電設備の助成率2/3以内 イ 蓄電池設備の助成率3/4以内 （助成限度額2億円（ア+イ）） <その他> ア 発電設備の助成率1/2以内 イ 蓄電池設備の助成率2/3以内 （助成限度額2億円（ア+イ））

都内設置(熱利用設備・地域活性化につながる再エネ設備*)	<中小企業等> ア 発電設備の助成率3/4以内 イ 蓄電池設備の助成率3/4以内 (助成限度額2億円(ア+イ)) <その他> ア 発電設備の助成率2/3以内 イ 蓄電池設備の助成率2/3以内 (助成限度額2億円(ア+イ))
都内設置(蓄電池単独設置)	<中小企業等> 蓄電池設備の助成率3/4以内、助成限度額900万円 <その他> 蓄電池設備の助成率2/3以内、助成限度額800万円

※地域活性化につながる再エネ設備：営農型太陽光発電設備又は廃材等利用バイオマス発電設備・蓄電池

⑬ 区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業(東京都補助事業)

都内区市町村における公共施設の再生可能エネルギーの普及拡大とCO₂の排出削減を図るため、再エネ発電設備や熱利用設備等の導入に係る経費の一部を助成する。

(事業期間：令和6～8年度「助成金の交付は令和9年度まで」)

区分	概要
都内区市町村等	<再エネ設備等を設置する取組> ①都内設置/都内消費・蓄電：助成率2/3以内 ②都外設置/都外消費・蓄電：助成率2/3以内 ③都外設置/都内消費・蓄電：助成率1/2以内 <再エネ導入を促進する取組> 助成率1/2以内

⑭ 島しょ地域における再エネ導入促進事業(東京都補助事業)

島しょ地域への再生可能エネルギーの普及拡大に向け、発電量に応じた支援を実施する。また、固定買取価格制度(FIT)対象の電源を導入する事業者を対象に島しょ特有のコスト相当額を助成する。

(事業期間：令和7～11年度「助成金の交付は令和16年度まで」)

区分	概要
民間事業者	発電量実績に応じて12円/kWh ※FIT対象となる系統電力再エネ割合が33%に達するまでFIT 価格で手当てされない島しょ地域特有のコスト相当額を助成

⑮ 島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業(東京都補助事業)

島しょ地域に位置する町村公共施設、事業所、住宅等への太陽光発電設備及び蓄電池の設置を推進するため、当該設備の設置に係る経費の一部を助成する。

(事業期間：令和4～8年度「助成金の交付は令和9年度まで」)

区分	概要
事業所、住宅等	①又は②いずれか小さい額 <太陽光発電設備> ①助成率3/4以内の額 ②発電出力に1kW当たり30万円を乗じて得た額 <蓄電池> ①助成率3/4以内の額 ②蓄電容量に1kWh当たり30万円を乗じて得た額
町村公共施設	<太陽光発電設備・蓄電池> 助成率3/4以内の額

⑩ 再エネ電源都外調達事業（都外PPA）（東京都補助事業）

都外に再生可能エネルギー発電設備を設置し、その再エネ電気等の利活用に取り組む都内需要家に対して当該設備の導入に必要な経費の一部を助成する。都外からの再エネ電気等の利活用のノウハウを発信することで、都内需要家の再エネ比率向上の手法を確立し、普及させる。

（事業期間：令和6～8年度「助成金の交付は令和12年度まで」）

区分	概要
民間事業者	<再エネ電気単独設置> 助成率：再エネ発電設備1/2、環境価値1/3、蓄電池2/3 助成限度額：特別高圧5億円、特別高圧以外2億円、蓄電池2億円 <再エネ電気蓄電池同時設置> 助成率：再エネ発電設備2/3、環境価値1/2、蓄電池2/3 助成限度額：特別高圧7億円、特別高圧以外4億円

⑪ 系統用の大規模蓄電池導入促進事業（東京都補助事業）

電力の需給バランス調整を行う事業者に対して、東京電力管内の電力系統に直接接続する大規模蓄電池の導入に必要な経費の一部を助成する。

（事業期間：令和4～10年度「助成金の交付は令和18年度まで」）

区分	概要
民間事業者	助成率2/3以内 ※ただし、EV蓄電池をリユースする場合は助成率3/4以内、助成限度額20億円

⑫ 小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業（東京都補助事業）

再エネ発電設備を新設し、再エネ電力を都内需要家に供給する小売電気事業者に対して、設備導入等経費の一部を助成する。

（事業期間：令和5～12年度「助成金の交付は令和13年度まで」）

⑬ コージェネレーションシステム導入支援事業（東京都補助事業）

都内の建築物におけるコージェネレーションシステム（CGS）及び熱融通インフラ（電力線、熱導管など）の導入に必要な経費の一部を助成する。

（事業期間：令和7～10年度「助成金の交付は令和15年度まで」）

区分	概要
熱電融通を行う大企業又は中小企業	<CGS>助成率1/2以内、助成限度額4億円 <熱電融通インフラ>助成率1/2以内、助成限度額1億円
熱電融通を行わない大企業	<CGS(単体補助)>助成率1/4以内、助成限度額2億円

⑳ 地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業（東京都補助事業）

熱の脱炭素化に率先的に取り組む熱供給事業者に対し、熱源機器の新設・更新等に必要な経費の一部を助成する。

（事業期間：令和5～8年度「助成金の交付は令和11年度まで」）

区分	概要
熱源機器の新設・更新等	助成率1/2以内、助成限度額2億円

㉑ 需給最適化に向けたエネルギーマネジメント推進事業（東京都補助事業）

東京電力管内の事業所でエネルギーマネジメント又はアグリゲーションビジネス等の需給最適化に資する取組を行う事業者に対し、設備の導入等に係る経費の一部を助成するとともに、事業者の取組を促すための普及啓発を実施する。

（事業期間：令和7～9年度「助成金の交付は令和11年度まで」）

㉒ アグリゲーションビジネス実装事業（東京都補助事業）

家庭における分散型エネルギーリソースを活用したデマンドレスポンス実証（DR実証）を行うアグリゲーターの登録及び当該取組に対するシステム構築等に必要な経費の一部を助成する。また、家庭の需要家に向けて既存機器を活用したDR実証への参加に対する上乘せポイント等の付与、既存機器へのIoT機器の追加設置に係る経費の一部助成を実施する。

（事業期間：令和6～9年度「助成金の交付は令和10年度まで」）

㉓ 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業（東京都補助事業）

2030年のカーボンハーフ及び2050年のゼロエミッション東京の実現に寄与するため、大企業を代表とするコンソーシアム等が実施する新エネルギーの開発から、当該エネルギーの利活用・普及に資する製品・サービスに係る調査研究・技術開発・実証・実装化までの各段階の取組を支援する。

（事業期間：令和4～10年度「助成金の交付は令和15年度まで」）

㉔ Airソーラー社会実装推進事業（東京都補助事業）

Airソーラーの早期実用化に向けて先行して実証事業を実施する開発事業者に対して実証事業に要する経費の一部を助成する。

（事業期間：令和6～8年度「助成金の交付は令和8年度まで」）

区分	概要
実証事業に要する経費 （調査・設計費、設備費、工事費、施設賃借費、管理・運営費、人件費）	助成率2/3以内、助成限度額4,000万円

㉕ Airソーラー設置事業者支援事業（東京都補助事業）

Airソーラーの設置事例の蓄積を図るため、Airソーラーを都内に設置する者に対して設置に要する経費の一部を助成する。また、新たに区市町村の避難所施設への導入を支援する。

（事業期間：令和7～8年度「助成金の交付は令和8年度まで」）

区分	概要
A i r ソーラーの設置に要する経費 (調査・設計費、設備費、工事費)	<p><民間企業への設置支援></p> <p>助成率10/10以内、助成限度額3億円</p> <p>※ただし、900万円上限/モジュール発電出力kW</p> <p><区市町村への設置支援></p> <p>助成率3/4以内</p>

②⑥ 次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業（東京都補助事業）

次世代再生可能エネルギー技術の早期実用化に向けて、開発事業者が都内の屋外施設等の実際の設置環境下において行う実証事業に要する経費の一部を助成する。

（事業期間：令和6～10年度「助成金の交付は令和10年度まで」）

区分	概要
実証事業に要する経費 (調査・設計費、設備費、工事費、施設賃借費、管理・運営費、人件費)	助成率2/3以内、助成限度額1億円

②⑦ 企業の脱炭素経営に向けた計画策定支援事業（東京都補助事業）

各企業が脱炭素化に向け、CO₂排出量削減の取組を進めていくため、自社におけるCO₂排出量の見える化を支援する。また、SBT認定取得に向けたコンサルティング費用等の経費及び申請費用の一部を助成する。

（事業期間：令和7～8年度「助成金の交付は令和9年度まで」）

②⑧ 企業のScope 3（物流分野）対策促進事業【新規】（東京都補助事業）

企業活動の製造工程等における自社のCO₂排出量削減に加え、自社製品の輸送等のサプライチェーン（Scope 3）までを含めた排出量削減を図るため、Scope 3（物流分野）の脱炭素化に取り組む都内企業を支援する。

（事業期間：令和8～10年度「助成金の交付は令和11年度まで」）

②⑨ 脱炭素燃料活用における事業化促進支援事業（東京都補助事業）

バイオ燃料の利用拡大を図り、商用化・実装化の裾野を広げていくことを目的に、バイオ燃料の新たな分野への活用、国産のバイオ燃料の活用及び国際的なスポーツイベントでの活用等の取組に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和5～9年度「助成金の交付は令和11年度まで」）

③⑩ 国産SAF利用促進事業（東京都補助事業）

国産SAFの供給及び利用の拡大を図り、羽田空港へ良質なSAFを安定的に供給することで空港の国際競争力を強化するため、国産SAFを製造し羽田空港にて航空会社へ供給する都内企業に対して、海外産SAFに対し競争力のある価格で国産SAFを供給できるよう支援する。

（事業期間：令和7～10年度「助成金の交付は令和11年度まで」）

③① カーボンクレジット活用促進事業（東京都補助事業）

自社のCO₂削減の取組に加えて、カーボンクレジットを活用したCO₂排出量のオフセットの取組を促進するため、カーボンクレジットの普及と取引活性化に向けて、カーボンクレジットを活用したプロモーション等の取組に必要な経費の一部を助成する。

（事業期間：令和7～8年度「助成金の交付は令和9年度まで」）

区分	概要
中小企業	助成率2/3以内、助成限度額300万円
中小企業以外	助成率1/2以内、助成限度額100万円

③② カーボンクレジット創出支援事業【新規】（東京都補助事業）

クレジット創出と取引の活性化を促進するため、クレジット創出に取り組む企業等を支援する。

（事業期間：令和8～12年度「助成金の交付は令和12年度まで」）

区分	概要
プロジェクト登録	助成率2/3以内、助成限度額300万円
クレジット認証	助成率2/3以内、助成限度額300万円

③③ グリーン製品市場の創出に向けたサプライチェーンにおける脱炭素化支援事業

（東京都補助事業）

製品単位での温室効果ガス排出量を可視化するカーボンフットプリント算定を活用し、従来品よりもCO₂排出量が少ないグリーン製品の開発・生産を支援する。

（事業期間：令和7～8年度「助成金の交付は令和8年度まで」）

区分	概要
グリーン製品の開発・生産等に対する助成	助成率2/3以内（中小企業等）・1/2以内（中堅企業）、助成限度額5,000万円

③④ ゼロエミッション地区創出プロジェクト（東京都補助事業）

都独自の「ゼロエミッション地区」の創出に向け、都が認定した「面」的な先駆的脱炭素化対策に取り組む区市町村に対し、実装に向けた支援を実施する。

（事業期間：令和7～12年度「助成金の交付は令和12年度まで」）

区分	概要
再エネ設備導入、基盤インフラ整備導入、省CO ₂ 等設備等	助成率2/3以内、助成限度額10億円

③⑤ 再エネ由来電力普及促進モデル事業

都内における再生可能エネルギー由来による電力利用割合の向上を図ることを目的に、小売電気事業者として太陽光発電とバイオマス発電を由来とした電力を組み合わせ、公社施設及び都内公共施設に供給するモデル事業を実施する。

③⑥ 省エネ型ノンフロン機器普及促進事業（東京都補助事業）

都内の温室効果ガス排出量の約1割を占めるフロンの排出量を削減し、脱炭素化をさらに推し進めるため、冷媒にフロンを使用しない省エネ型ノンフロン機器の導入に要する費用の一部を助成する。また、ノンフロン機器の導入事例の紹介等により普及啓発を実施する。

（事業期間：令和4～8年度「助成金の交付は令和11年度まで」）

- ③⑦ フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業（東京都補助事業）
 業務用空調機器及び輸送用冷凍冷蔵庫からのフロン漏えいを早期に検知・診断することのできる遠隔監視技術を導入する事業者に対し、導入等に係る経費の一部を助成する。
 （事業期間：令和7～9年度「助成金の交付は令和10年度まで」）
- ③⑧ フロン使用時漏えいゼロプラン【新規】（東京都補助事業）
 業務用空調機器及び業務用冷凍冷蔵機器を管理する事業者に対し簡易点検の確実な実施を促すため、セミナー開催等によりフロン漏えいの早期検知や迅速な修理の必要性について普及啓発を実施する。
- ③⑨ 家庭用エアコンからのフロン排出抑制総合対策【新規】（東京都補助事業）
 都内フロン排出量の約3割を占める家庭用エアコンから排出されるフロンの削減に向け、機器廃棄時等の取り外しの際に適切にフロン回収がなされるよう講習会の開催や広報などの普及啓発活動を実施する。

(3) ゼロエミッションモビリティ推進事業

① ZEV導入促進事業（東京都補助事業）

ZEV（ゼロエミッションビークル）の普及促進を図り、自動車から排出されるCO₂を削減するため、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHEV）・燃料電池自動車（FCV）等を導入する者に対して、その経費の一部を助成する。

区分	概要
電気自動車（EV）	基本助成額最大60万円（個人・給電機能を有する車両の場合） ※メーカー毎にGX実現に向けた取組、ラインナップやZEV及び非ガソリン車の一定の販売実績の評価を行い、結果によって変動 ※以下要件のどちらか満たした場合、上記金額に加算 ・再エネ電力契約時最大15万円、太陽光発電設備導入時最大30万円 ※EV・PHEV・FCVにV2H・V2Bを併せて導入した場合、1基につき10万円を上乗せ。若しくは、EV・PHEV導入と合わせて公共用充電器を設置した事業者に普通充電器1基につき5万円、急速・超急速充電器1基につき10万円を上乗せ ※ZEV及び非ガソリン車の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対して、上記金額に最大10万円を加算 （事業期間：平成28～令和12年度「助成金の交付は令和12年度まで」）

<p>プラグインハイブリッド自動車（PHEV）</p>	<p>基本助成額最大60万円（個人・給電機能を有する車両の場合） ※メーカー毎にGX実現に向けた取組、ラインナップやZEV及び非ガソリン車の一定の販売実績の評価を行い、結果によって変動 ※以下要件のどちらか満たした場合、上記金額に加算 ・再エネ電力契約時最大15万円、太陽光発電設備導入時最大30万円 ※EV・PHEV・FCVにV2H・V2Bを併せて導入した場合、1基につき10万円を上乗せ 若しくは、EV・PHEV導入と合わせて公共用充電器を設置した事業者 に普通充電器1基につき5万円、急速・超急速充電器1基につき10万円を上乗せ ※ZEV及び非ガソリン車の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対して、上記金額に最大10万円を加算 （事業期間：平成28～令和12年度「助成金の交付は令和12年度まで」）</p>
<p>燃料電池自動車（FCV）</p>	<p>基本助成額 最大190万円（個人・給電機能を有する車両の場合） ※メーカー毎にGX実現に向けた取組、ラインナップやZEV及び非ガソリン車の一定の販売実績の評価を行い、結果によって変動 ※再エネ電力契約時、又は、太陽光発電設備導入時、上記金額に最大25万円を加算 ※EV・PHEV・FCVにV2H・V2Bを併せて導入した場合、1基につき10万円を上乗せ ※ZEV及び非ガソリン車の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対して、上記金額に最大10万円を加算 （事業期間：平成27～令和12年度「助成金の交付は令和12年度まで」）</p>
<p>EVバイク</p>	<p>原付一種48万円、原付二種48万円、原付三輪48万円 （事業期間：平成30～令和12年度「助成金の交付は令和12年度まで」）</p>
<p>外部給電器（EV）</p>	<p>助成率1/2以内、助成限度額40万円 （事業期間：平成28～令和12年度「助成金の交付は令和12年度まで」）</p>
<p>外部給電器（FCV）</p>	<p>助成率1/2以内、助成限度額40万円 （事業期間：平成28～令和12年度「助成金の交付は令和12年度まで」）</p>
<p>EVバス PHEVバス EVトラック PHEVトラック</p>	<p>①環境省「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」及び「商用車の電動化促進事業」に定める基準額に3/2乗じた額に給電機能の装備に要する費用を加えた額 助成限度額4,400万円 ※助成対象経費に国からの補助金を充当する場合は当該補助金の額を控除した額 ※EV・PHEVにV2Bを併せて導入した事業者、V2B1基につき10万円を上乗せ。若しくは、EV・PHEV導入と合わせて公共用充電器を設置した事業者 に普通充電器1基につき5万円、急速・超急速充電器1基につき10万円/台を上乗せ ※グリーン経営認証、ISO14001認証取得又は東京都貨物輸送評価（三ツ星若しくは5年連続評価）の貨物運送事業者、バス事業者は50万円/台を上乗せ ②改造EV車両の耐用年数（10年）相当のディーゼル車価格と改造費</p>

	<p>の差額 (事業期間：令和5～17年度「助成金の交付は令和18年度まで」)</p>
島しょZEV中古車	<p>車両本体購入価格：助成限度額30万円 (事業期間：令和3～12年度「助成金の交付は令和12年度まで」)</p>
シェアリング・レンタル	<p><EV・PHEV>基本補助額 最大90万円 <FCV>基本補助額 最大205万円 ※メーカー毎にGX実現に向けた取組、ラインナップやZEV及び非ガソリン車の一定の販売実績の評価を行い、結果によって変動 ※EV・PHEV・FCVにV2H・V2Bを併せて導入した事業者に1基につき10万円/台を上乗せ 若しくは、EV・PHEV導入と合わせて公共用充電器を設置した事業者 に普通充電器1基につき5万円/台、急速・超急速充電器1基につき10万円/台を上乗せ EVバイク：ガソリン車との差額(国補助控除)+5万円(上限53万円) (事業期間：令和3～12年度「助成金の交付は令和12年度まで」)</p>
燃料電池バス 燃料電池タクシー	<p><燃料電池バス> 車両導入費用から国補助額及びディーゼルバス相当額を差し引いた額 助成限度額3,000万円 【導入台数に応じた上乗せ補助】 ①5年以内に5台以上導入する計画書を提出した場合：助成限度額2,000万円 ②都内の自らの営業所等に水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合：助成限度額2,000万円 <燃料電池タクシー> 車両導入費用(架装費含む)から国補助額及びLPガス車相当額を差し引いた額 助成限度額370万円 【導入台数等に応じた上乗せ補助】 ①5年以内に5台以上導入する計画書を提出した場合(中小事業者は3台以上)：助成限度額240万円 ②都内の自らの営業所等に水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合：助成限度額240万円 【燃料費差に対する支援】 水素燃料費の実費からLPガス相当分を差し引いた額 助成限度額130万円/台 (事業期間：令和3～12年度「助成金の交付は令和12年度まで」)</p>

燃料電池トラック	<p>車両本体価格（中小企業の場合は車両リース価格）から国補助額及び同等のディーゼルトラックの車両本体価格（中小企業の場合は車両リース価格）を差し引いた額</p> <p><小型トラック> 1, 300万円（中小企業2, 600万円） <大型トラック> 5, 600万円（中小企業9, 600万円）</p> <p>【導入台数等に応じた上乗せ補助】</p> <p>車両リース価格から国補助額・基本補助額を除いた額</p> <p>①5年度以内にFC車両等を5台以上純増する計画書を提出した場合（小型トラックだけの場合は10台以上、中小企業は3台以上） ②都内の自らの営業所等に水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合</p> <p><FC小型トラック> 2, 100万円（基本補助と合わせて3, 400万円） <FC大型トラック> 5, 900万円（基本補助と合わせて1億1, 500万円）</p> <p>【水素エンジン小型トラックへの改造に対する支援】</p> <p>改造費用から国補助額を除いた額に2/3をかけた額</p> <p>助成限度額 1, 100万円</p> <p>導入費支援と同様の条件を満たす場合：上乗せ補助 1, 100万円</p> <p>【燃料費差に対する支援】</p> <p>水素燃料費の実費から軽油相当分と国補助等を差し引いた額</p> <p>助成限度額：FC小型トラック 900万円/台、水素エンジン小型トラック 1, 200万円/台、FC大型トラック：2, 880万円/台 （事業期間：令和6～12年度「助成金の交付は令和12年度まで」）</p>
ZEVごみ収集車	<p>FCごみ収集車を集中的に導入する区市町村への支援</p> <p>①5台以上導入する場合：車両リース価格の3/4 ②10台以上導入かつ水素ステーションを整備・誘致する場合：車両リース価格の10/10 （事業期間：令和6～12年度「助成金の交付は令和12年度まで」）</p>
燃料電池フォークリフト	<p>助成対象経費から国補助等の額及び基準額を差し引いた額</p> <p>助成限度額 670万円</p> <p>【水素ステーション整備による上乗せ】</p> <p>都内の自らの営業所等に水素ステーションの整備・誘致を図り、商用目的で運用する場合には350万円を上乗せ （事業期間：令和5～12年度「助成金の交付は令和12年度まで」）</p>
EVバイク充電環境促進事業	<p><EVバイクのバッテリーの専用充電器></p> <p>本体の購入費：助成限度額 5万円</p> <p><EVバイクのバッテリーシェアリングサービス></p> <p>サービス基本料：助成限度額 5万円</p> <p>※バッテリーシェアリングサービスの補助期間は3年間 （事業期間：令和7～12年度「助成金の交付は令和12年度まで」）</p>

② 次世代タクシーの導入促進事業（東京都補助事業）

CO₂の削減に寄与するタクシー車両（EV・PHEV）に加え、環境性能が高く、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン（UD）タクシー車両の導入促進を図るため、これらを購入する一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する。

（事業期間：平成28～令和8年度「助成金の交付は令和9年度まで」）

区分	概要
EV・PHEVタクシー車両	<p><EVタクシー> 都補助単独：車両本体価格の1/4以内、助成限度額100万円 中小規模事業者*の場合：車両本体価格の1/2以内、助成限度額160万円 国補助併用：車両本体価格の1/4以内、助成限度額60万円</p> <p><PHEVタクシー> 都補助単独：車両本体価格の1/5以内、助成限度額100万円 中小規模事業者*の場合：車両本体価格の2/5以内、助成限度額160万円 国補助併用：車両本体価格の1/5以内、助成限度額60万円</p>
UDタクシー車両 (レベル1, 2)	都補助単独：60万円、中小規模事業者*の場合：100万円 国補助併用：国補助と併せて100万円
UDタクシー車両 (レベル準1)	都補助単独：40万円、中小規模事業者*の場合：67万円 国補助併用：国補助と併せて67万円

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって使用台数200台未満の事業者及び個人事業主

③ 低公害・低燃費車の普及促進事業（東京都補助事業）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の低公害・低燃費車の普及促進を図るため、低公害・低燃費車を導入する者に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する。

（事業期間：令和4～8年度「助成金の交付は令和9年度まで」）

区分	概要
ハイブリッドバス	通常車両との車両本体価格の価格差から国補助額を除いた額の1/2以内、助成限度額250万円 中小規模事業者* ¹ については、通常車両との車両本体価格の価格差から国補助額を除いた額（助成限度額250万円）
ハイブリッドトラック	通常車両との車両本体価格の価格差から国補助額及びその他補助額を除いた額の1/2以内 [最大積載量4トン未満] 助成限度額164,000円 [最大積載量4トン以上] 助成限度額571,000円 中小規模事業者* ¹ については、通常車両との車両本体価格の価格差から国補助額及びその他補助額を除いた額 [最大積載量4トン未満] 助成限度額417,000円 [最大積載量4トン以上] 助成限度額1,452,000円
ハイブリッド塵芥車	補助対象経費* ² の1/2以内、助成限度額195,000円

※1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって使用台数200台未満の事業者

※2 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付規定に基づき公益財団法人日本自動車輸送技術協会が交付する補助金の算定額

④ 充電設備普及促進事業（東京都補助事業）

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の普及拡大に向けて、その利用環境を整えることを目的に、充電設備の設置者に対し、その経費の一部を助成する。

区分	概要
充電設備（事業用）	<p><設備購入費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・超急速充電設備、急速充電設備：本体価格と国補助額の差額（助成限度額は国補助上限額と同額。蓄電池付き超急速充電設備は、1基あたりの蓄電池に1kWh当たり37,000円上乗せ。上乗せ後の上限は2,000万円） ・普通充電設備、V2H、充電コンセントスタンド、充電コンセント：本体価格の1/2以内（機種ごとに上限有り） <p><設置工事費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・超急速充電設備：上限8万円/kW（公道：900万円上乗せ、大規模事業所：150万円上乗せ） ・急速充電設備：上限62,000円/kW（公道：900万円上乗せ、大規模事業所：150万円上乗せ） ・普通充電設備、V2H、充電コンセントスタンド：助成限度額135万円/基（2基目以降は68万円/基、機械式駐車場の場合1基目171万円/基・2基目以降は86万円/基） ・充電コンセント：助成限度額95万円/基（2基目以降は48万円/基、機械式駐車場の場合1基目171万円/基・2基目以降は86万円/基） ・受変電設備：上限435万円 ・遠隔制御用エネマネ設備：上限30万円 ・通信機能付き充電設備：当該設備の設置工事費の補助金額が補助上限額を上回った場合に、充電設備の種別により上限額を上乗せ ・先行配管工事費：機械式駐車場の場合は助成限度額30万円/区画、機械式以外の場合は7万円/区画 ・機械式駐車場のパレット更新経費：上限140万円/パレット ・既設充電設備の撤去費：超急速充電設備は上限100万円/基、急速充電設備は上限75万円/基、普通充電設備は上限25万円/基 ・施設計画検討（業務用ZEV大規模一括導入促進事業の支援の活用者）：事業者の区分及び再エネ利用等の要件に応じ上限額を設定（事業期間：平成30～令和12年度「助成金の交付は令和12年度まで」）

充電設備（居住者用）	<p><設備入費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・超急速充電設備、急速充電設備：本体価格と国補助額の差額（助成限度額は国補助上限額と同額。蓄電池付き超急速充電設備は、助成額に335万円上乗せ） ・普通充電設備、V2H、充電コンセントスタンド、充電コンセント：本体価格の1/2以内（機種ごとに上限有り） <p><設置工事費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・超急速充電設備：上限1,600万円 ・急速充電設備：上限6万円/kW又は上限309万円/基のいずれか低い方 ・普通充電設備、V2H、充電コンセントスタンド：助成限度額135万円/基（2基目以降は68万円/基、機械式駐車場の場合1基目171万円/基・2基目以降は86万円/基） ・充電コンセント：助成限度額95万円/基（2基目以降は48万円/基、機械式駐車場の場合1基目171万円/基・2基目以降は86万円/基） ・受変電設備：上限435万円 ・遠隔制御用エネマネ設備：上限30万円 ・通信機能付き充電設備：当該設備の設置工事費の補助金額が補助上限額を上回った場合に、充電設備の種別により上限額を上乗せ ・先行工事費：機械式駐車場の場合は助成限度額30万円/区画、機械式以外の場合は7万円/区画 ・機械式駐車場のパレット更新経費：上限140万円/パレット（事業期間：令和4～9年度「助成金の交付は令和10年度まで」）
太陽光発電システム（V2Hと同時に設置する場合に限る。）	<p>助成限度額1,500万円</p> <p>※ただし、太陽光発電システムに係る経費は太陽電池出力1kW当たり助成限度額30万円。蓄電池に係る経費は蓄電池1kWh当たり助成限度額20万円。既存住宅の陸屋根に防水工事実施の場合、1kW当たり18万円を上乗せ</p> <p>（事業期間：令和4～9年度「助成金の交付は令和10年度まで」）</p>
運営費	<p>維持管理費：助成限度額40万円/年（上限3年間）</p> <p>電気料金（再エネ電力割合により、上限額が変動）：超急速充電設備 助成限度額334万円/年（上限8年間）</p> <p>急速充電設備 助成限度額66万円/年（上限8年間）</p> <p>土地使用に要する経費（事業用の充電設備のみ）：助成限度額62万円/年（上限8年間）</p> <p>（事業期間：事業用は平成30～令和20年度「助成金の交付は令和20年度まで」、区市町村向けは令和5～17年度「助成金の交付は令和18年度まで」）</p>
戸建住宅用充電設備	<p>通信機能付充電設備：助成限度額30万円/基（設備購入費のみ）</p> <p>通信機能付充電設備以外：25,000円/基</p> <p>（事業期間：令和4～9年度「助成金の交付は令和10年度まで」）</p>

V2B	<設備購入費> 1 基目助成限度額：1/2（上限125万円） 2 基目助成限度額：3/4（上限1,875,000円） 3 基目以上助成限度額：10/10（上限250万円/基） <設備工事費> 設置数1 基助成限度額：1/2（625,000円） 設置数2 基助成限度額：3/4（上限937,000円） 設置数3 基以上助成限度額：10/10（上限125万円/基） （事業期間：平成30～令和12年度「助成金の交付は令和12年度まで」）
小型EVトラック用充電設備導入促進事業	<運営費> 維持管理費：助成限度額13万円 電力基本料金：助成限度額37万円（超急速充電設備） 助成限度額20万円（急速充電設備） （事業期間：令和4～9年度「助成金の交付は令和10年度まで」）
マンション充電設備普及促進事業	電気料金：助成限度額18万円/年、高圧受電契約の場合：334万円/年 （事業期間：令和5～10年度「助成金の交付は令和11年度まで」）

- ⑤ 訪問介護事業所におけるEV車・EVバイク導入支援事業（東京都補助事業）
 都内の訪問系サービス事業所に対し、ランニングコストの削減及びZEV普及促進のため、訪問介護の移動に使われる電気自動車やEVバイク等の購入費の補助を実施する。
 （事業期間：令和7～8年度「助成金の交付は令和9年度まで」）

(4) 水素エネルギー普及拡大事業

- ① 水素エネルギー普及啓発事業（水素情報館東京スイソミルの運営）
 脱炭素社会の実現に向け、東京スイソミルにおけるグリーン水素の製造装置や水素関連技術を持つ企業と連携した企画展示を通じて、都民・事業者に対し、あらゆる分野で利用が広がっている水素エネルギーの意義や社会実装の現在地点を発信し、更なる理解の涵養を図る。
 年間計画 館内イベントの開催 6回
 館外イベントへの出展等 3回
- ② 中小企業等の水素ステーション導入支援事業（委託元 東京都）
 水素ステーションの導入を検討する中小事業者等に対し、講習会等を通じて、運営に必要な知識や技術等を提供する。
 年間計画 中小事業者向け講習会 2回
- ③ デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業（東京都補助事業）
 家庭におけるエネルギー消費量の削減と非常時の自立性の向上を推進するため、家庭用燃料電池（エネファーム）を設置した住宅に対しその経費の一部を助成する。
 また、デマンドレスポンス活用による供給力・調整力として電力系統へ貢献する役割を実装するため、アグリゲーションビジネス実装事業の登録アグリゲーターによる遠隔制御型デマンドレスポンス実証への参加を行う場合に限り上乗せの助成を行う。
 （事業期間：令和6～11年度「助成金の交付は令和13年度まで」）

区分	概要
家庭用燃料電池（エネファーム）	戸建住宅7万円、集合住宅12万円 デマンドレスポンス実証への参加の場合上乗せ8万円
家庭用燃料電池（エネファーム）へのIoT機器設置	5万円

④ 水素ステーション設備等導入促進事業（東京都補助事業）

水素エネルギーの利用拡大を図ることを目的として、水素ステーションを設置する者に対して整備等に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：平成26～令和9年度「助成金の交付は令和10年度まで」）

区分	概要
国併給整備費 （大規模水素供給設備）	国補助含めた助成対象経費の合計金額の上限額10億円
国併給整備費 （中規模水素供給設備①）	国補助を含めた助成対象経費の合計上限額5億円 大規模事業者：助成率4/5以内 中小事業者：助成率5/5
国併給整備費 （中規模水素供給設備②）	国補助を含めた助成対象経費の合計上限額3億6,000万円 大規模事業者：助成率4/5以内 中小事業者：助成率5/5
国併給整備費 （小規模水素供給設備）	国補助を含めた助成対象経費の合計上限額2億円 大規模事業者：助成率4/5以内 中小事業者：助成率5/5
国併給整備費 （オンサイト水素製造装置の設置）	国補助を含めた助成対象経費の合計上限額1億2,000万円 大規模事業者：助成率4/5以内 中小事業者：助成率5/5
国併給整備費 （複数系統化・能力増強工事）	国補助を含めた助成対象経費の合計上限額：能力によって異なる 大規模事業者：助成率4/5以内 中小事業者：助成率5/5
国併給整備費 （遠隔監視装置の設置）	国補助を含めた助成対象経費の合計上限額1,500万円 大規模事業者：助成率4/5以内 中小事業者：助成率5/5
東京都単独整備費 （燃料電池商用車受入れのための増設・改修費）	助成限度額4億円
東京都単独整備費 （障壁設置）	助成限度額3,000万円
東京都単独整備費 （既存設備等撤去移設費）	助成限度額3,000万円
東京都単独整備費 （土地造成費）	助成限度額2億円

東京都単独整備費 (水素供給設備の造設又は改修に伴う損失経費)	助成限度額増設・改修前売上相当分
東京都単独整備費 (重点地域における建築工事費)	助成限度額 1 億円 (次世代キャノピーを含む場合は 2 億円)
東京都単独整備費 (FCV 以外用のステーション整備費)	助成限度額 3 億円
東京都単独整備費 (水素パイプライン整備費)	助成限度額 1 0 億円
東京都単独整備費 (FS・基本設計費)	助成限度額 1, 0 0 0 万円 (中小事業者のみ)
東京都単独整備費 (太陽光発電設備設置費)	助成限度額 2 億円
東京都単独整備費 (水電解装置設置費)	助成限度額 1 基あたり 1 0 億円
東京都単独整備費 (水素EMS設置費)	助成限度額 3 億円
運営費 (土地賃借料)	大規模事業者：助成率 4 / 5 以内 (既設分は 1 / 4 以内) 中小事業者：助成率 5 / 5 (既設分は 1 / 4 以内)
運営費 (設備運営費)	大規模事業者：5 0 0 万円 (燃料電池バス対応 2 系統：2, 0 0 0 万円) 中小事業者：1, 0 0 0 万円 (商用車対応 1 系統：2, 0 0 0 万円、2 系統：4, 0 0 0 万円) ※営業時間拡大に伴う上限引き上げあり
運営費 (機器予備品購入費)	助成限度額 5 0 0 万円 (中小事業者のみ)
運営費 (計画外設備修繕費)	助成限度額 1, 0 0 0 万円 (中小事業者のみ)
運営費 (グリーン電力購入費)	グリーン電力と通常電力の価格差 (中小事業者のみ)
運営費 (都内FCバスに対し、水素と軽油の価格差を補助)	水素と軽油の価格差

⑤ 水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業 (東京都補助事業)

水素ステーションの整備拡大に加えて新たな事業モデル構築を図るため、水素ステーション事業とカーシェア等を併せて実施する事業者に対して費用の一部を助成する。

(事業期間：令和 6～8 年度「助成金の交付は令和 9 年度まで」)

⑥ グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業（東京都補助事業）

脱炭素社会を支えるエネルギーの柱として期待されるグリーン水素の社会実装化を後押しするため、グリーン水素の製造、運搬・貯蔵、利用に用いる各設備の導入に係る経費の一部を助成する。また、令和8年度からは業務・産業用燃料電池を助成対象に追加する。

（事業期間：令和7～11年度「助成金の交付は令和11年度まで」）

区分	概要
グリーン水素製造設備	助成率2/3以内、助成限度額3億円
純水素型燃料電池 その他の水素利用設備等（専 焼/混焼両方補助対象）	助成率2/3以内、助成限度額3億円 （混焼機器：助成率1/2以内、助成限度額2億2,500万円）
グリーン水素貯蔵設備	助成率2/3以内、助成限度額3億円
グリーン水素運搬設備	助成率2/3以内、助成限度額3億円

2 資源の循環利用及び廃棄物の適正処理の支援等に関する事業

(1) サーキュラーエコノミー推進事業

① サーキュラーエコノミーの推進に係る情報発信・相談マッチング事業（委託元 東京都）

サーキュラーエコノミーの実現に向けて、都民・事業者等から資源の循環利用に関する相談をワンストップで受け付けるとともに、先進的な資源の循環利用の取組など、都民・事業者等が主体的に取り組むための具体的な方策等の情報発信やシンポジウムを実施する。

また、事業者や自治体等の多様な主体との連携や支援を目的とした「サーキュラーエコノミーサロン」を開催する。

年間計画 個別相談・マッチング 80件

② サーキュラー・エコノミーの実現に向けた社会実装化事業（東京都補助事業）

都内自治体や事業者等の多様な主体と連携し、地域密着型サーキュラービジネスの創出に向けた助成を実施する。

（事業期間：令和8年度「助成金の交付は令和8年度まで」）

区分	概要
モデル事業等	助成率1/2、助成限度額200万円

③ 小売ロス削減総合対策（東京都補助事業）

（事業期間：令和6～7年度「助成金の交付は令和8年度まで」）

- 令和7年度をもって、助成金の申請受付を終了した。
- 令和8年度は、交付決定者に助成金の交付を行う。

④ プラ製容器包装等・再資源化支援事業（東京都補助事業）

都内の家庭から排出される廃プラスチックの焼却量を削減し、プラスチックの持続可能な利用の促進を図るため、区市町村が実施する全てのプラスチック製容器包装の分別収集及びプラスチック使用製品の分別収集について、その経費の一部を助成する。

（事業期間：令和2～8年度「助成金の交付は令和9年度まで」）

区分	概要
スタートアップ支援（準備事業）	助成率1/2、助成限度額500万円
スタートアップ支援（分別収集の実施事業）	事業開始月から数えて1年間：助成率1/2 事業開始月から数えて2年目から3年目未満までの間：助成率1/3 事業開始月から数えて3年目から4年目未満までの間：助成率1/4
レベルアップ支援	助成率1/2、助成限度額1,000万円

⑤ 3Rアドバイザーによる事業系廃棄物の3R推進（委託元 東京都）

都内大規模オフィスビル等から排出される廃プラスチックの焼却量を削減し、廃プラスチックをはじめとする事業系廃棄物の3Rの促進を図ることを目的に、区市町村と連携し、廃棄物に関する知見を有する3Rアドバイザーによる的確な助言を実施する。

また、オンライン相談の実施や「TOKYO 3R診断ナビ」の運用など、ICTを活用したアドバイスにより事業者の行動変容を支援していく。

年間計画 3Rアドバイザー業務（事業所訪問） 100件
3Rアドバイザー業務（オンライン相談） 100件

⑥ 資源循環・廃棄物処理のDX推進事業（東京都補助事業）

（事業期間：令和6～7年度「助成金の交付は令和9年度まで」）

- 令和7年度をもって、助成金の申請受付を終了した。
- 令和8年度は、交付決定者に助成金の交付を行う。

⑦ サーキュラー・エコノミーへの移行推進（東京都補助事業）

サーキュラーエコノミーへの早期移行を目的として、革新的な技術・サービスの普及・定着に取り組む事業者への支援を実施する。

（事業期間：令和6～8年度「助成金の交付は令和11年度まで」）

区分	概要
2Rビジネス又は水平リサイクルに関する事業	事業開始月から数えて1年間：助成率1/2、助成限度額4,500万円
	事業開始月から数えて2年目から3年目未満までの間：助成率の1/3、助成限度額3,000万円
	事業開始月から数えて3年目から4年未満までの間：助成率の1/4、助成限度額2,250万円

⑧ 外食ロス削減推進事業（委託元 東京都）

外食産業での食品ロス削減の取組を強化するため、飲食店と協働したキャンペーンを実施する。また、外食ロス削減総合対策テキスト等を活用し、業界団体や自治体等と連携した講習会を開催する。

年間計画 外食産業向け食品ロス削減対策講習会の実施 20回

⑨ 高度再資源化設備導入促進事業（東京都補助事業）

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」に基づき、資源循環産業の発展を目指すことを目的とし、高度リサイクルへの転換を図る処理業者に対して、廃プラスチック類等の設備導入に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和7～12年度「助成金の交付は令和13年度まで」）

区分	概要
プラスチックリサイクル設備	都補助単独：自己負担分の1/2、助成限度額1億円/件 国補助併用：自己負担分の1/2、助成限度額5,000万円/件
太陽光パネルリサイクル設備	都補助単独：自己負担分の1/2、助成限度額8,000万円/件 国補助併用：自己負担分の1/2、助成限度額4,000万円/件
破碎・選別設備（金属）	都補助単独：自己負担分の1/2、助成限度額1億5,000万円/件 国補助併用：自己負担分の1/2、助成限度額7,500万円/件

⑩ 使用済太陽光発電設備積替え保管施設整備促進事業（東京都補助事業）

太陽光パネルの収集運搬業者について、まとまった数量を一括運搬し、環境負荷の低減に寄与することを目的として、積替保管場所の整備に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和7～12年度「助成金の交付は令和13年度まで」）

区分	概要
太陽光パネル（積替保管）	助成率1/2、助成限度額200万円/件

(2) 資源循環等に係る海外諸都市への技術支援等（委託元 東京都）

資源循環に係る諸問題を解決することを通して地球環境保全に貢献するため、海外諸都市と連携し、都内施設見学の受入、都市間交流等を実施する。

(3) TOKYO海ごみゼロアクションに係る普及啓発（委託元 東京都）

東京の海に新たなプラスチックごみを流出させないよう、東京の海ごみ問題を「見える化」して、都民に広く啓発するとともに、区市町村、NPO等と連携し、海ごみや河川ごみの清掃活動への参加に繋げる「TOKYO海ごみゼロアクション」を実施する。

年間計画 清掃体験プログラムイベントの実施等 4回

(4) 交通結節点・公共施設へのリサイクルステーションの整備事業【新規】（東京都補助事業）

観光客等によるポイ捨てを防ぎ、清潔で魅力ある都市環境を維持するため、主要駅等の交通結節点や公共施設におけるリサイクルステーションの導入・運用に係る助成を実施する。

（事業期間：令和8～10年度「助成金の交付は令和13年度まで」）

区分	概要
導入費	<高機能型> 助成率4/5、助成限度額800万円 <リサイクル型> 助成率1/2、助成限度額500万円
運用費	<高機能型・リサイクル型> 1年目：助成率2/3、助成限度額150万円 2年目：助成率1/2、助成限度額115万円 3年目：助成率1/3、助成限度額75万円

(5) 地域と連携した街の清掃美化推進事業【新規】（東京都補助事業）

地域関係者と連携した清掃活動やポイ捨て対策に係る予防・監視の取組、リサイクルステーションの導入・運用支援の取組など、街の清掃・美化の推進に資する事業を行う区市町村に対し助成を実施する。

（事業期間：令和8～10年度「助成金の交付は令和10年度まで」）

区分	概要
自治体が主導して地域と連携し地域の清掃活動等の街の清掃・美化の推進に資する取組	助成率2/3、助成上限額1,000万円
ポイ捨て防止のための予防・監視業務に係る取組	助成率2/3、助成上限額2,000万円

(6) 中防内側諸事業

中央防波堤内側埋立地における、中間処理施設等の廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことを目的として、廃棄物の受付及び環境保全対策等の業務を実施する。

区分	概要
廃棄物の受入等業務	①廃棄物の受付業務及び処理手数料の徴収等業務 ②運搬車両の誘導及び搬入物の確認・調査・指導等業務
中防処理施設内汚水収集及び槽、管渠清掃作業	①中防不燃汚水雨水収集及び槽清掃作業 ②中央防波堤内側埋立地管渠等清掃作業 ③粗大ごみ破碎処理汚水槽清掃作業 ④灰溶融施設構内及び管渠等清掃作業
粗大ごみ等破碎ごみの積込等業務	①破碎ごみ積込運搬・管理誘導業務 ②破碎ごみ整理等業務 ③破碎ごみ内の金属（鉄・非鉄）選別業務
粗大ごみ等一時保管に係る運搬管理業務	①中防不燃ごみ処理センターにおける粗大ごみの整理、適正管理及び積込業務 ②粗大施設受け入れヤードと中防不燃ごみ処理センター間等の粗大ごみの搬送業務

(7) 不燃ごみ処理センター運転管理事業

中防及び京浜島不燃ごみ処理センターの2施設において、23区で唯一の最終処分場の延命化のため、東京23区内の一般家庭等から排出された不燃ごみを適正に処理するとともに、鉄・アルミを回収して資源物を可能な限りリサイクルする業務を実施する。

年間計画 搬入量（中防不燃ごみ処理センター） 29,302トン
搬入量（京浜島不燃ごみ処理センター） 14,296トン

(8) 管路収集輸送施設運転管理等事業

臨海副都心地域（青海・台場・有明）の集合住宅等から排出される廃棄物を処理するため、管路収集輸送施設の運転管理業務を実施する。

また、各建物に設置されている、ごみ貯留ドラム等の利用者設備の保守点検業務を各建物管理者等から受託し、実施する。

年間計画 管路収集輸送施設の運転管理業務（作業日数） 365日
管路輸送施設利用者設備保守点検業務（ごみ貯留ドラム数） 67基

(9) 環境関連施設の見学事業

東京都廃棄物埋立処分場の延命化やごみの減量等に向け、都民や小学生を対象とした埋立処分場及び廃棄物処理施設の見学案内業務を実施する。

年間計画 中防埋立処分場見学案内 1,300件
スーパーエコタウン事業施設見学会 11回
海と陸からの見学会 8回
清掃工場・埋立処分場見学会 8回
サマースクーリング親子で見学会等 13回
研究員講演 4回
教職員向け見学会 8回

(10) 産業廃棄物適正処理講習会事業

静脈産業の重要な担い手である産業廃棄物処理業者が環境への配慮等の付加価値を兼ね備えることを目的とした講習会を実施するとともに、対象を限定した研修会等を実施することで持続可能な循環型社会の実現を図る。

区分	概要
産業廃棄物処理業者向け講習会 (委託元 東京都) 年間計画 1回×20週	静脈産業の重要な担い手である産業廃棄物処理業者が環境への配慮等の付加価値を兼ね備えることで持続可能な循環型社会の実現を図ることを目的とした講習会を実施する。
産業廃棄物管理責任者講習会 年間計画 4回	都条例で設置が義務付けられている産業廃棄物管理責任者を対象として、排出事業者の責任に関する知識や理解を深め、適正処理等の意識向上を図ることを目的とした講習会を実施する。
産業廃棄物処理業新入社員向け スタートアップ研修会	産業廃棄物処理業界の将来を担う人材の育成を図り、産業廃棄物の適正処理の更なる推進を目指すことを目的とした業界の新入社員対象の研修会を実施する。

(11) 廃棄物処理施設等技術支援事業

廃棄物処理施設の建設や維持管理、施設の整備計画に伴う基礎調査・基本設計等の技術支援業務について、市町村等から受注し、実施する。

年間計画 ごみ処理施設建設及び維持管理に関する技術支援業務 14件

(12) 廃棄物処理施設安全対策支援事業（東京都補助事業）

① 一廃施設向けリチウムイオン電池安全対策支援事業【新規】

昨今急増するリチウムイオン電池（LiB）に起因する火災・事故を防止し、廃棄物処理施設の管理者による処理時の安全対策措置を支援するため、都内の一般廃棄物（一廃）処理施設において、行政回収を開始又は継続実施する自治体などに対し、火災事故防止設備等の導入経費の一部を助成する。

（事業期間：令和8～11年度「助成金の交付は令和12年度まで」）

区分	概要
区市町村・一部事務組合	補助率1/2、上限額2,000万円

② 産廃施設向けリチウムイオン電池安全対策支援事業【新規】

昨今急増するリチウムイオン電池（LiB）に起因する火災・事故を防止し、廃棄物処理施設の管理者による処理時の安全対策措置を支援するため、都内に産廃処理施設（積替保管施設含む）を有する事業者に対して、火災事故防止及びサーキュラーエコノミーへの移行に資する設備や必要付帯設備の導入経費の一部を助成する。

（事業期間：令和8～11年度「助成金の交付は令和12年度まで」）

区分	概要
LiB検知器	大企業：1/2、上限額2,000万円 中小企業：2/3、上限額2,700万円
火災検知機	大企業：1/2、上限額200万円 中小企業：2/3、上限額270万円

(13) 産業廃棄物処理業者優良性基準適合認定制度事業

「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」の第三者評価機関として、評価認定業務を厳正かつ公正に実施し、都が定める優良性基準に適合する産業廃棄物処理業者を認定するとともに、排出事業者に対して情報提供を行う。

また、都が実施する使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業に当たり、使用済住宅用太陽光パネルをリサイクルする産業廃棄物中間処理業者について、都の基準に従い必要な調査を行い、その結果を都に報告する。

年間計画 産廃エキスパート 75件
産廃プロフェッショナル 29件

(14) 微量PCB廃棄物処理支援事業（東京都補助事業）

有害物質である微量PCB廃棄物の処理促進を目的として、都内中小企業者から発生した微量PCBを含む廃絶緑油等の処理や微量PCBを含むおそれのある絶縁油の濃度分析を実施する者に対して、経費の一部を助成する。

（事業期間：令和3～8年度「助成金の交付は令和9年度まで」）

区分	概要
微量PCB分析	助成対象経費から国補助額を控除した額の1/2、助成限度額12,500円/台
微量PCB廃絶緑油等の処理	助成対象経費から国補助額を控除した額の1/2 助成限度額（微量PCB絶縁油が封入された電気機器を処理する場合） 45万円/台（電源容量75kVA以上） 35万円/台（電源容量30kVA超75kVA未満） 25万円/台（電源容量30kVA以下） ※ドラム缶等容器に保管している絶縁油や抜き取った絶縁油を処理する場合は、合計油量による助成限度額がある。

(15) 医療廃棄物適正処理推進事業

公益社団法人東京都医師会と共同で都内診療所等から排出される医療廃棄物及び都内大規模病院等から排出される医療廃棄物について、排出から最終処分までを電子マニフェスト等によって追跡管理し、その処理状況を排出事業者へ報告する。

年間計画 参加医療機関 1,000件
参加病院 60件

(16) 災害廃棄物処理支援事業

① 災害廃棄物処理実務管理事業【新規】（東京都補助事業）

大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理に当たり、都との協力による処理の円滑化を図るため、平常時は都が保有する輸送コンテナの適切な維持管理、貸出回収、破損等の修繕を行い、発災時には都の要請に基づきコンテナ輸送を活用した広域処理の監督実務等を実施する。

② 八丈町災害廃棄物運搬・処理支援事業

令和7年台風第22号及び23号により被災した八丈町における災害廃棄物の島外処理に

当たり、八丈町・都・公社の3者協定に基づき、船舶輸送、都内（島しょ部を除く）陸送及び処分業務を実施するとともに、コンテナに積み込まれる災害廃棄物の性状確認を行うことで、円滑かつ適正な処理と早期の復旧・復興を支援する。

（事業期間：令和7～8年度）

（17）中防外側諸事業（委託元 東京都）

東京都廃棄物埋立処分場における廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことを目的として、廃棄物の受入、埋立作業及び環境保全対策等の業務を実施する。

区分	概要
埋立作業計画の作成業務	①埋立作業計画の作成 ②廃棄物搬入量の集計
一般廃棄物の受入業務	①焼却残灰等の搬入者確認 ②搬入車両の誘導及び指導
産業廃棄物の受入業務	①廃棄物搬入者の確認 ②廃棄物の内容確認及び指導等 ③搬入の受付、処理手数料の徴収等 ④廃棄物搬入車両の誘導
都市施設廃棄物の受入業務	①廃棄物搬入者の確認 ②廃棄物の内容確認及び指導等
廃石綿受入業務	①廃棄物搬入者の確認 ②廃棄物の内容確認及び指導等 ③廃棄物搬入車両の誘導
廃棄物埋立作業	①廃棄物の敷き均し転圧作業 ②処分場内の中間覆土作業 ③処分場内の堀削、整地、搬入路・踊り場の造成作業 ④埋立作業現場の散水作業
産業廃棄物の分析業務	①産業廃棄物（汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい）の分析
防火及び埋立処分場内警備等業務	①防火・警備の場内パトロール ②埋立作業時間帯外の埋立処分場関連施設等の警備 ③開場時間帯内の処分場への進入車両の監視 ④災害等発生時の初期対応、緊急連絡
飛散ごみ対策等環境保全作業	①処分場内の幹線・周回道路等の清掃・飛散ごみの収集作業 ②洗車場側溝等の清掃、ドロ落とし施設の污水収集・清掃作業 ③残灰等のごみ飛散防止の散水作業
散水作業	①処分場内の搬入道路・周回道路等の散水作業 ②廃棄物空け場等の巡回による散水作業
場内緑化整備等	①処分場内緑化状況調査 ②除草 ③植樹及び管理 ④埋立処分場自生木移植及び管理 ⑤植樹散水・薬剤散布

埋立作業用車両等の整備	①車両故障修理 ②各種定期点検 ③車両整備 ④安全運転旗等製作・設置 ⑤労働安全規則に基づく特殊車両（クレーン車等）の定期検査 ⑥パンク修理、タイヤ交換
最終覆土及び最終覆土作業用仮設道路造成等作業	①処分場内における覆土材の運搬作業等 ②処分場内の覆土作業及び整地・整形作業 ③覆土用道路の造成及び処分場内搬入路の整地・整形作業

(18) 浄化槽法定検査事業

浄化槽法の指定検査機関として浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査を実施するとともに、必要に応じて、管理者に対して改善策等の助言を行う。

また、都と協力して法定検査受験率向上に向けて普及啓発活動を実施する。

年間計画 浄化槽法第7条検査 139件
浄化槽法第11条検査 5,000件

(19) 河川環境保全事業（委託元 東京都）

河川における衛生的環境の確保と美観の保持を図ることを目的に、都の代表的な河川である隅田川や神田川等29河川の浮遊ごみ等回収処理作業及び河川清掃に使用する船舶、分室等の保守管理業務を実施する。

年間計画 対象河川 29本
作業距離 109キロメートル

(20) 清掃工場計器保全事業

特別区の清掃工場等の施設に設置されている排ガス分析計等の保守点検業務を実施する。

年間計画 点検基数 8,209基

(21) 施設搬入不適物調査事業

特別区の各清掃工場及び不燃ごみ処理センターへの不適物の搬入を未然に防ぐことを目的として、車両により搬入される一般廃棄物の検査業務を実施する。

年間計画 作業日数 年間261日

3 生物多様性の保全等に係る支援等に関する事業

(1) 自然環境の保全等事業（委託元 東京都）

都内の生物多様性の拠点である保全地域において、生物多様性に配慮した管理を行うとともに、緑地保全活動を行うボランティア人材の育成、保全地域等に関する情報発信等の普及啓発、保全地域の指定効果の見える化業務等、生物多様性保全の取組を多様な主体と連携して実施する。

区分	概要
保全地域体験プログラム「里山へGO！」の運営 年間計画 55回	都民に緑地保全活動の良さを体感してもらい、新たなボランティア人材の掘り起こしと定着を図るため、保全活動未経験者でも参加しやすい体験プログラムを実施する。
保全地域等の普及啓発業務	保全地域体験プログラムの参加希望者に各々のニーズと活動レベルに応じた活動情報を提供するとともに、活動場所及び保全地域活動団体とのマッチングを図ることなどにより、保全地域等の普及啓発業務を行う。また、自治体等が主催する都民等を対象としたイベントに出展し、里山へGO！等の広報を行う。
東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラムの運営	保全地域の良好な自然環境を維持するとともに、幅広い層の都民に自然環境への関心を高めてもらうため、企業、学校、NPO等の多様な主体と連携して、東京グリーンシップ・アクション及び東京グリーン・キャンパス・プログラムを実施する。
保全地域サポーター運営業務 年間計画 認定講習 1回 サポーター活動 18回	緑地保全活動のリピーター等を対象に保全地域サポーター認定希望者を募集し、講習を行う。 また、都が認定した「保全地域サポーター」を対象とした、保全地域におけるボランティア活動機会を提供することにより、保全地域活動団体の支援を行う。
保全地域コーディネート業務 年間計画 対象地域 17地域	保全地域の価値・魅力の向上を図りつつ、生物多様性の拠点として機能させるため、自然環境調査により各保全地域の現状及び特徴を捉え、生物多様性保全に係る専門家からの助言、指導を得ながら、活動団体など各主体との合意形成を図り、保全・活用に向けた目標設定、作業選定及び役割分担の整理、改善提案を行う。
保全地域の管理等業務 年間計画 対象地域 51地域	保全地域において、以下の管理業務を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・支障木・危険木等の伐採及び剪定 ・雑木林の萌芽更新や下草刈り、竹林管理 ・保護柵や看板等の補修工事、案内板の設置 ・希少動植物の生育状況や盗掘等被害状況の確認 ・保全活動団体への指導・助言、講習会の実施 ・チェーンソー、杭及びロープ等保全活動に必要な資機材の貸与・支給

保全地域林縁部の保全 年間計画 対象地域 25地域	保全地域の境界沿い及びその周辺に生育し、災害時には周囲の建築物・道路等へ被害を与える恐れのある樹木について、伐採・処分することで安全性の向上及び生物多様性の保全を図る。
保全地域におけるナラ枯れ被害木対応業務	ナラ枯れにより枯死した被害木を伐採し、保全地域を利用する都民及び周辺住民の安全を確保するとともに、ナラ枯れ被害の拡大を防止するため、適正処理を実施する。
保全地域におけるアライグマ捕獲等調査 年間計画 対象地域 17地域	保全地域におけるアライグマによる生態系被害の実態把握を行うとともに、被害の軽減を目的とした捕獲を実施する。
保全地域における自然再生事業 年間計画 対象地域 8地域 (うち伐採4地域)	保全地域において、人の手による維持管理(萌芽更新等)による好循環なサイクルにより、多様な動植物が生息する自然環境を再生する。
保全地域における希少種対策 年間計画 対象地域 3地域	保全地域において優先的に保全すべき希少種について、積極的な保護・増殖に向けた検討及び取組、生育環境を保全するための植生管理や環境整備を実施する。
保全地域における外来種対策 年間計画 対象地域 2地域	保全地域の多様な生態系の創出空間である湿地等において、他の在来植物の生育場所を脅かし、湿地の乾燥化の原因となる外来植物(キシノウヅ)を除去し、湿地本来の生態系の保全・回復を図る。
保全地域の指定効果の見える化業務	都が保全地域の指定加速化に向けて実施する、緑地等が提供する効果の見える化(身近な指標を定量化)について、環境科学研究所との連携を図り、調査研究等の業務を実施する。

(2) 生物多様性保全連携推進事業(委託元 東京都)

小学生向けの多様な自然を知る参加型プログラムや、ボランティア人材の育成講座を通じ、生物多様性の保全と自然との共生の実現に貢献する。また、令和7年度に構築した東京都生物多様性推進センターHPの本格運用を令和8年度より実施し、生物多様性に関する各種情報をワンストップで広く都民に提供するなど、効果的な普及啓発等を展開する。

区分	概要
東京都サポートレンジャー登録講座の実施及び運営 年間計画 登録講座 1回 スキルアップ講座 1回	自然公園の保護と適正な利用・管理の推進を図るために、多摩地域の東京都自然保護指導員の業務を補佐する「東京都サポートレンジャー」登録講座の実施及び運営を行う。
緑のボランティア指導者育成講座の実施及び運営 年間計画 専門講習 1回	自然観察や緑地保全活動など、緑のボランティア活動でスキルアップやリーダーを目指す方に向けて、技術や指導法を学べる緑のボランティア指導者育成講座の実施及び運営を行う。

<p>多様な自然を知る参加型プログラムの実施及び運営 年間計画 「Tokyo Nature Class」 6回</p>	<p>自然と触れ合う機会が少ない子供たちが、日常生活の中で身近に自然を感じることができる機会を増やし、東京の生物多様性の理解と関心を深めていくため、小学生の親子等を対象とした多様な自然を知る参加型プログラムの実施及び運営を行う。</p>
<p>生物多様性の普及啓発に向けた情報発信等業務</p>	<p>令和7年度に構築した東京都生物多様性推進センターHPにおいて、生物多様性に関する各種情報をワンストップで広く都民に提供する等、効果的な普及啓発等を展開する。</p>

4 大気、水質等環境の改善に係る支援等に関する事業

(1) 大気・水質等環境改善事業（東京都補助事業）

① Clear Sky実現に向けた大気環境改善促進事業

PM_{2.5}や光化学オキシダントの低減に向け、事業者や都民のVOC等対策への自主的な取組を促すための普及啓発を行い、大気環境改善の機運を醸成する。

② PFOS等含有泡消火薬剤の転換促進事業

都内の民間事業者等を対象として、PFOS・PFOA非含有消火薬剤への交換・撤去に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和8年度「助成金の交付は令和9年度まで」）

③ 省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業

石油製品値上がりへの対応や脱炭素の取組を強化するとともに、大気環境の更なる改善のため、都内の事業者を対象とし、光化学スモッグの原因のひとつである石油系原材料の削減等に寄与できるVOC（揮発性有機化合物）対策設備やVOC削減装置付省エネ型空調・換気設備の導入に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和4～8年度「助成金の交付は令和9年度まで」）

5 環境に係る調査研究・技術開発等に関する事業

(1) 環境調査研究・技術支援事業（委託元 東京都）

都における大気、水質、資源循環、自然環境、気候変動、エネルギー等の研究などを幅広く実施し、研究発表会等により研究成果を発信し、広く都民等へ知見の提供を行う。

区分	概要
調査研究	<p>都の環境施策の展開に必要な科学的知見の提供を目的として、環境の改善・向上に資する幅広い調査研究業務等を実施する。（包括委託仕様書順）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素化に向けた中小規模事業所対策の調査研究 (事業期間：令和7～9年度) ・都市部における生ごみなどバイオマス系資源の焼却に頼らない循環利用に関する研究 (事業期間：令和7～9年度) ・再資源化の見える化に資する研究 (事業期間：令和8～10年度) ・東京湾沿岸域における底層環境改善に関する研究 (事業期間：令和4～8年度) ・都内河川における衛生指標細菌の発生源の推定に関する研究 (事業期間：令和6～8年度) ・水素エネルギーの実装化に向けた調査研究 (事業期間：令和6～8年度) ・東京における地下水の実態把握に関する研究 (事業期間：令和7～9年度) ・自動車環境対策の総合的な取組に関する研究 (事業期間：令和6～8年度) ・微小粒子状物質の濃度低減等に関する研究 (事業期間：令和8～10年度) ・高濃度光化学オキシダントの低減対策に関する研究 (事業期間：令和7～9年度) ・有害化学物質によるリスク評価及びリスク管理に関する研究 (事業期間：令和8～10年度)

環境技術支援等	<p>都の環境施策の推進に必要な科学的知見・専門的技術等を提供し、環境施策の実施における信頼性の確保や環境の改善・向上に資する環境技術支援等業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス測定体制の整備 ・ダイオキシン類の土壌地下水汚染に対する調査・対策に関する技術支援 ・自然由来等土壌の合理的な処理促進に関する技術支援 ・分析精度管理等 <ul style="list-style-type: none"> 分析の精度管理等 低沸点炭化水素類の測定及びVOC簡易測定機による測定結果のクロスチェック 光化学オキシダント自動測定の精度管理 ・都及び区市町村の職員への技術支援 ・国際環境協力に関する技術支援 ・フロン類の大気中濃度把握に関する技術支援 ・ゼロエミッション東京の実現に向けた中長期的な課題解決に関する技術支援 ・環境汚染事故発生時等における緊急的対応
特別研究	<ul style="list-style-type: none"> ・保護上重要な野生生物種の保護策強化に向けた調査研究 (事業期間：令和6～8年度) ・特定外来生物キョン防除事業の強化に向けた調査研究 (事業期間：令和8～10年度) ・災害時等におけるPFAS等分析対応能力の向上 (事業期間：令和8～10年度)

(2) 外部資金導入研究事業

環境施策の推進や効果の実証を目的として、公的機関等からの外部資金を導入した研究を促進することにより、研究のレベルの向上と研究成果の一層の活用を図る。

年間計画 研究数 20件

(3) 自主研究事業

研究員の独創的なアイデアにより知見を集積する萌芽研究や、重要性が高いが都受託には至っていない課題をテーマとした先行的研究、さらに、分野横断的な調査研究としてプロジェクト研究を実施することで、研究の質的向上とともに、外部資金導入研究や都受託研究への展開にも繋げる。

区分	概要
萌芽研究・先行的研究 年間計画 萌芽研究 3件 先行的研究 8件	公社における研究体制の更なる充実と研究の質的向上を図ることを目的として、研究員の独創的なアイデアにより知見を集積する研究や公社事業に資する実践的な研究等を実施する。
プロジェクト研究 年間計画 2件	気候変動の要因や影響を与えるエネルギー、自然、環境リスク分野などの横断的・総合的な調査研究を進め、将来的に都の環境施策に貢献していく研究を実施する。

- (4) スタートアップとの連携による環境科学研究所の研究力強化事業【新規】(東京都補助事業)
 最新技術やソリューションを活用した研究領域の拡大を図ることで、研究を通じた社会貢献を推進するため、研究機能強化に資する技術を有するスタートアップを選定し、連携事業を実施する。

(事業期間：令和8～10年度)

- (5) 気候変動適応促進事業

都内における気候変動適応に関する取組を促進するため、気候変動適応法及び東京都気候変動適応計画に基づき、他の研究機関等と連携による知見も含め、気候変動の影響や適応に関する情報の収集、整理、分析等を実施し、東京都と連携して区市町村や都民等に広く情報を発信する。

年間計画 研究所ニュース等による活動紹介 2回
 PRイベント 4回
 気候変動情報紹介セミナー開催 1回

6 環境に係る広報、普及啓発及び支援等に関する事業

(1) 区市町村との連携による環境政策高度化事業【新規】（東京都補助事業）

都の施策と連携した区市町村の取組が加速していることを踏まえ、各自治体のニーズや環境課題に、より効果的かつ柔軟に対応する制度にバージョンアップし、広域的環境課題の解決に資する取組を支援する。

（事業期間：令和8～12年度「助成金の交付は令和12年度まで」）

区分	概要
区市町村との連携による環境政策高度化事業	助成率1/2（暑さ対策は緊急的・重点的に2/3） ※事業ごとに助成上限額あり

(2) 区市町村との連携による環境政策加速化事業（東京都補助事業）

東京都環境基本計画の2030年目標の達成に向けて、東京全体の環境政策の一層の推進を目的とし、東京都と連携し広域的な環境課題に取り組む区市町村等に対し助成を実施する。

（事業期間：令和6～8年度「助成金の交付は令和8年度まで」）

区分	概要
将来性ある先進的事業	<助成対象> 先進性が高く、将来的に都内外の区市町村へ拡がるが見込まれる有望な事業 <助成額> 助成率10/10、助成限度額3,000万円/事業

(3) 環境学習事業

① 環境学習（東京都補助事業）

次世代を担う子供たちへの環境教育の充実・強化を行うため、「小学校教員向け環境教育研修会」を実施するとともに、都民が環境について学べる機会を積極的に提供するため、「都民を対象としたテーマ別環境学習講座」を実施する。

さらに、教育機関と連携し、小学校向け出前授業を都内小学校に展開するとともに、新たな環境学習コンテンツの制作を行う。

年間計画	小学校教員向け環境教育研修会	4回
	都民を対象としたテーマ別環境学習講座	4回
	小学校向け出前授業	6回

② 環境学習サイト等運営事業【新規】（委託元 東京都）

これまで公社が環境学習において培ってきたノウハウや区市町村等とのネットワーク等を活用することで、よりわかりやすく環境学習情報を発信するとともに、「チームもったいない」についても一体的な運用を図り、都民の環境配慮行動を加速化させる。

(4) TOKYO-ecosteps

持続可能な社会の実現に向け、都民一人ひとりの自発的行動を後押しするため、都民参加型のエコアクションプログラム「TOKYO-ecosteps」において、登録者に対し、公社及び各団体が運営する施設情報やイベントの配信等を実施する。

(5) 液化石油ガス保安に関する普及啓発事業（東京都補助事業）

国が策定した「液化石油ガス安全高度化計画2030」で掲げる保安管理体制の構築と保安の高度化の推進に向け、東京都及び東京都LPガス協会と連携し、事業者向け保安高度化講習会を実施する。

(6) グローバルサウスのGX促進プロジェクト（東京都補助事業）

グローバルサウスの脱炭素化に貢献し、都内企業の成長とともに、東京のさらなる脱炭素化などを後押しするため、東京の企業が持つ優れたGX関連の技術やビジネスモデルを、グローバルサウス諸国に向け、海外に展開する。

（事業期間：令和7～9年度）

区分	概要
グローバルサウスのGX促進プロジェクト	助成率1/2、助成限度額3億円 ※支援規模30社

7 公益目的事業の推進に資する事業

(1) 社有地の利活用事業

水素社会の実現に向けたインフラ整備を図ることを目的として、運営事業者のENEOSとの事業用地賃貸借契約期間に基づき、江東区潮見の事業用地の一部を都内初のガソリンスタンド併設型水素ステーションとして貸出を行う。

Ⅲ 予算概要

1 事業別収支の概要

(単位:千円)

事業	経常収益	経常費用	他会計振替額	増減
公益目的事業	25,749,255	26,094,395	8,722	▲ 336,418
1 地球温暖化防止活動事業	14,201,694	14,379,099	—	▲ 177,405
2 資源循環利用・廃棄物適正処理等事業	8,158,981	8,088,035	8,722	79,668
3 生物多様性の保全等事業	1,380,531	1,385,649	—	▲ 5,118
4 大気・水質等環境の改善事業	109,424	112,294	—	▲ 2,870
5 環境調査研究事業	1,417,972	1,445,512	—	▲ 27,540
6 広報普及等事業	480,653	683,806	—	▲ 203,153
収益事業	30,000	12,534	▲ 8,722	8,744
7 公益目的事業の推進に資する事業	30,000	12,534	▲ 8,722	8,744
法人会計	2,764	46,183	—	▲ 43,419
法人会計(管理運営)	2,764	46,183	—	▲ 43,419
総合計	25,782,019	26,153,112	—	▲ 371,093

2 正味財産増減の概要

(単位:千円)

項目		金額	
一般正味財産 増減の部	公益目的 事業会計	経常収益	25,749,255
		経常費用	26,094,395
		当期経常増減額	▲ 345,140
		当期経常外増減額	—
		他会計振替額	8,722
		税引前当期一般正味財産増減額	▲ 336,418
	収益事業 会計	経常収益	30,000
		経常費用	12,534
		当期経常増減額	17,466
		当期経常外増減額	—
		他会計振替額	▲ 8,722
		税引前当期一般正味財産増減額	8,744
	法人会計	経常収益	2,764
		経常費用	46,183
		当期経常増減額	▲ 43,419
		他会計振替額	—
		税引前当期一般正味財産増減額	▲ 43,419
	合計	経常収益	25,782,019
		経常費用	26,153,112
		当期経常増減額	▲ 371,093
当期経常外増減額		—	
税引前当期一般正味財産増減額		▲ 371,093	
	法人税等	270	
	当期一般正味財産増減額	▲ 371,363	
	一般正味財産期首残高	5,426,112	
	一般正味財産期末残高	5,054,749	
指定正味財産増減の部	当期指定正味財産増減額	—	
	指定正味財産期首残高	356,000	
	指定正味財産期末残高	356,000	
正味財産期末残高		5,410,749	

IV 会社の機関

1 理事会

すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長及び常務理事の選定及び解職、事業計画及び収支予算の承認のほか、法令や定款で定められた職務を行う。

- (1) 理事長 — 法令及び定款の定めるところにより、法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 常務理事 — 法人の日常業務を掌理するとともに、理事長を補佐する。また、理事長に事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 理事 — 理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 評議員会

すべての評議員をもって構成し、会社の最高意思決定機関として、評議員の選任及び解任、理事、監事及び会計監査人の選任及び解任、理事及び監事の報酬等の額、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認のほか、法令や定款で定められた事項を決議する。

3 監事

会社の業務及び財産の状況、並びに理事の職務執行を監査し、監査報告書を作成する。必要がある場合は、評議員会・理事会で報告する。

4 会計監査人

会社は、法令の定めるところにより、会計監査人を設置する。

会計監査人は、会社の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告書を作成する。

5 理事会・評議員会の開催予定

【理事会】

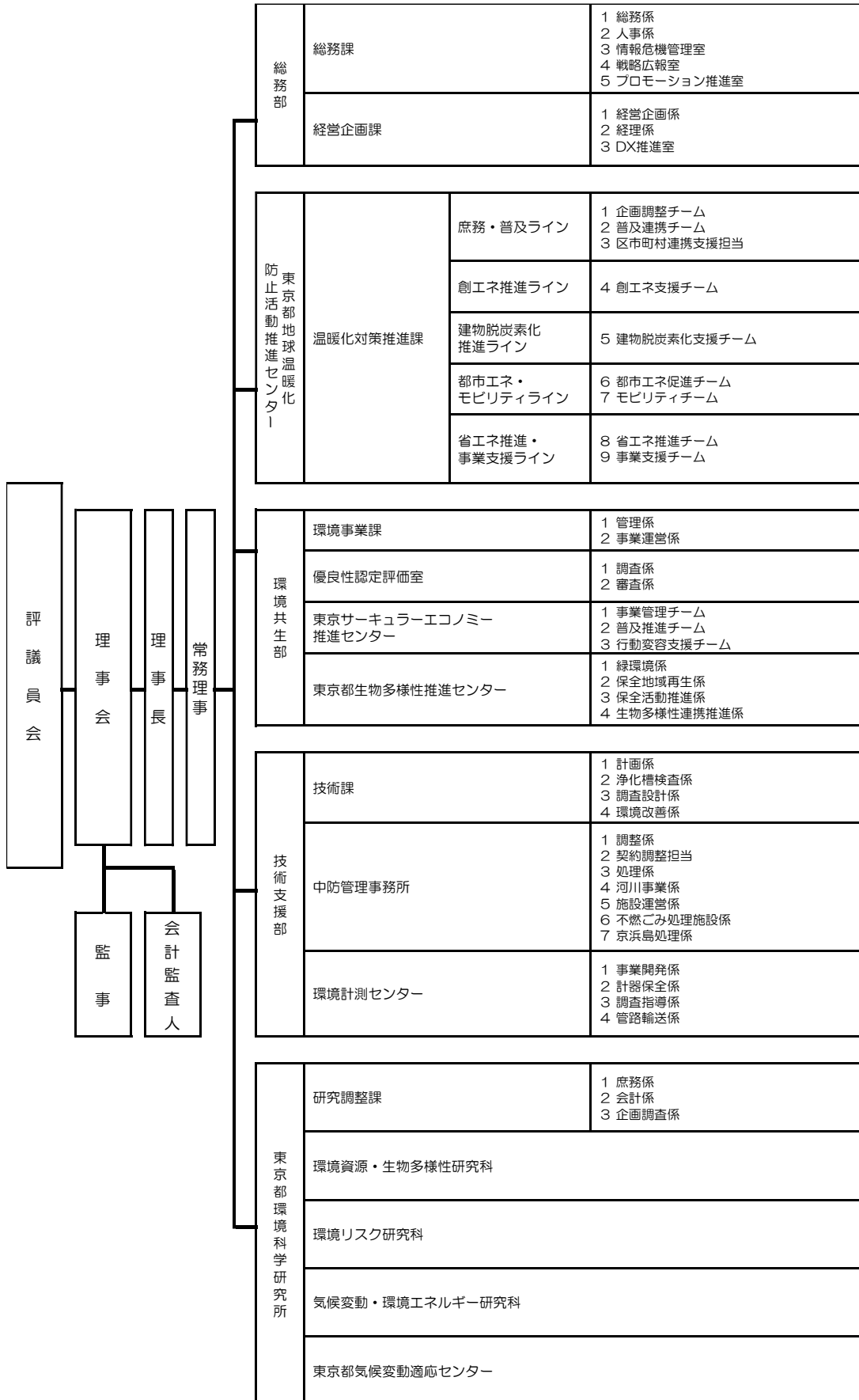
回数	付議事項	開催時期
第1回	令和7年度 事業報告・収支決算について	令和8年6月開催予定
第2回	令和9年度 事業計画・収支予算について	令和9年3月開催予定

【評議員会】

回数	付議事項	開催時期
第1回	令和7年度 収支決算について	令和8年6月開催予定

V 会社の組織

1 組織図



2 職員数

《 部 ・ 課 》	《 職 員 数 》			計
	常勤職員	非常勤職員		
		(うち管理職)		
総務部	34	(5)	4	38
総務課	21	(3)	3	24
経営企画課	13	(2)	1	14
東京都地球温暖化防止活動推進センター	150	(6)	24	174
環境共生部	68	(5)	16	84
環境事業課	16	(2)	0	16
優良性認定評価室	3	(0)	1	4
東京サーキュラーエコノミー推進センター	19	(1)	2	21
東京都生物多様性推進センター	30	(2)	13	43
技術支援部	186	(5)	20	206
技術課	26	(2)	7	33
中防管理事務所	127	(2)	13	140
環境計測センター	33	(1)	0	33
東京都環境科学研究所	54	(8)	10	64
研究調整課	13	(3)	4	17
環境資源・生物多様性研究科	12	(1)	1	13
環境リスク研究科	9	(1)	2	11
気候変動・環境エネルギー研究科	16	(2)	3	19
東京都気候変動適応センター	4	(1)	0	4
職員数計	492	(29)	74	566

注) 職員数は、令和8年4月1日の予定人員である。

<参考> 公社の事業所等

(令和8年4月1日現在)

施設名	施設区分	所在地	敷地面積・施設規模等	備考
本社	民間賃貸物件借上げ	墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル 5・8階	床面積 1,741.62 m ²	平成22年8月 開設
東京都環境科学研究所	都施設	江東区新砂1-7-5	敷地面積 7,281.91 m ²	平成19年4月 移管
東京都地球温暖化 防止活動推進センター	民間賃貸物件借上げ	新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 10・17階	床面積 2,893.23 m ²	平成20年4月 事業開始
ガソリンスタンド併設型 水素ステーション	土地賃貸	江東区潮見1-3-2	2,428.52 m ²	平成27年9月 開始
水素情報館 東京スイゾムル	公社施設		959.59 m ²	平成28年7月 開館
多摩分室 (自然環境保全・浄化槽検査)	都施設	立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階 多摩環境事務所内	床面積 約57.93 m ²	平成27年4月 事業開始
東京都生物多様性推進センター	民間賃貸物件借上げ	立川市曙町1-22-17 アーバンセンター立川4階	床面積 578.50 m ²	令和6年4月 事業開始
東京都生物多様性推進センター 北多摩分室	民間賃貸物件借上げ	東久留米市神宝町1-10-11	床面積 81.14 m ²	令和7年1月 開設
東京都廃棄物埋立処分場	都施設	江東区海の森三丁目地先	中央防波堤外側埋 立処分場 約3,140,000 m ²	昭和53年4月 事業開始
		江東区青海三丁目地先	新海面処分場 約4,800,000 m ²	
中防不燃ごみ処理センター	一組施設(※)	江東区海の森2-4-79	床面積 34,575 m ² 処理能力 48t/h×2系列	昭和61年10月 事業開始
京浜島不燃ごみ処理センター	一組施設(※)	大田区京浜島3-7-1	床面積 41,679 m ² 処理能力 8t/h×4系列	平成8年11月 事業開始
ごみ管路収集輸送施設	一組施設(※)	江東区有明2-3-10 有明清掃工場内	床面積 55.00 m ² 総管長 約16 km	平成7年12月 事業開始
潮見分室 (河川環境保全)	都施設	江東区潮見1-29-8	床面積 253.4 m ²	昭和61年4月 事業開始
厩橋分室 (河川環境保全)	都施設	台東区蔵前2-15-2	床面積 383.6 m ²	昭和61年4月 事業開始

※ 一組施設とは、東京二十三区清掃一部事務組合が所管する施設